

国立市第二次地域福祉計画

～だれもがあたりまえに暮らせるまち くにたち～

(平成 29(2017)年度～平成 34(2022)年度)



平成 30 (2018)年 3月

国立市

はじめに

国立市は、まちづくりの基本理念に「人間を大切にする」を掲げ、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を目指して、施策を推進しております。



国立市第二次地域福祉計画は、この「人間を大切にする」という考えのもと、しょうがいしゃ、高齢者、子どもなど行政が取り組む施策の各分野を横断的につなぎ、共通して取り組む事項と制度の狭間となっている課題への対応を担う計画として策定いたしました。

前期計画の策定から、市では計画に掲げた施策を進めながら、新たな施策として福祉総合相談窓口（ふくふく窓口）を開設し、複合的な生活課題のある相談への対応や、生活困窮者自立支援法に基づく支援を開始しました。

また、地域包括ケア施策では市民参加による認知症高齢者への見守りやお声かけ、多様な居場所づくりなど、新たな地域活動が生まれてまいりました。

このような中、今回策定した「国立市第二次地域福祉計画」では、前期計画である「国立市地域福祉計画」の基本理念『誰もがあたりまえに暮らせるまちをつくる』を継承し、ソーシャルインクルージョンの考え方に基づいた、誰も排除されない、自分の選んだ地域で自分らしい生き方を実現できるよう施策を展開して参ります。

市は、行政機関としてこの計画に掲げられた施策の推進に大きな責任を果たして参りますが、地域福祉は行政だけではなく、市民の皆様、事業者の皆様など様々な立場の方が互いに関わり合いながら施策を進めていく

ものであると考えております。

ぜひ、この計画への皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました国立市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた、市民、関係者の皆様に対し心から感謝を申し上げます。

平成30(2018)年3月
国立市長

永見 理夫

序論 地域福祉の意義

日々の暮らしの場である地域では、多様な人々が生活しています。その生活の中で生じる福祉の課題は、買い物やごみ出し、住宅、道路、交通、教育、子育て、防犯・防災、就労、ご近所づきあいなど「日常生活」から「社会生活」、そして「地域づくり」に至るまで様々あります。

福祉に関する地域の課題は、それゆえ、その地域の特性によって多様に変化し、行政による画一的な支援では解決が難しくなっており、課題への向き合い方によっては、困難が深まったり、孤立や社会的排除を生んでしまうことがあります。

このような課題を解決するためには、地域の課題を気軽に相談できて速やかに発見できる体制の整備を、行政をはじめ、住民、事業者、専門家など、様々な関係者がそれぞれの特徴を生かしながら、垣根を越えて協力することが必要です。

また、地域で生活するそれぞれの人が抱える生きづらさに対し、そのことを無視することなく、地域住民の一員としてお互いに理解していくことが必要です。

私たちは、「行政」と「住民」という関係性はもとより、地域における「支え手」と「受け手」の関係性をも越えて、お互いに理解し、共感し合い、支え合い、関わり合いながら、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を実現するため、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重し、だれも排除されない地域を全ての人と共に創っていくことを目指します。

目次

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画策定の背景 -----	3
2 地域福祉計画の位置付け -----	4
3 計画の期間 -----	5
4 計画の考え方 -----	6

第2章 本市における福祉の現状

1 人口・年齢分布の現状と将来人口予測 -----	15
2 市民生活の現状 -----	16
3 支援が必要な方の現状 -----	18
4 福祉総合相談窓口の受付状況 -----	26
5 市内の空き家の現状 -----	26
6 第1次計画の評価 -----	27

第3章 福祉施策の考え方

1 公助・共助・互助・自助 -----	33
2 社会構想としての地域包括ケアの実現 -----	35
3 総合相談窓口の重要性 -----	37

第4章 地域福祉計画の展開

基本目標 1 お互いを理解し、共に支え合う地域づくり ----	41
(1) 地域資源の発掘・育成 -----	41
(2) 福祉・人権に関する教育と活動の充実 -----	45
(3) 行政と住民の協働の推進 -----	50
(4) 地域福祉活動の促進・支援 -----	52
基本目標 2 24時間安心して安全に暮らせる地域づくり --	56
(1) 地域包括ケアシステムの推進 -----	56
(2) バリアフリーのまちづくり -----	58
(3) 防災・防犯のまちづくり -----	61
(4) 福祉サービスの質の向上 -----	64

基本目標 3 自分らしく暮らし続けられる地域づくり -----	66
(1) 地域包括ケアシステムの推進 (再掲) -----	66
(2) 介護予防・日常生活の支援 -----	66
(3) あらゆる世代の居場所・拠点づくり -----	68
(4) 権利擁護事業の充実 (成年後見) -----	71
基本目標 4 福祉の総合的な相談と自立支援の推進 -----	74
(1) 福祉の総合的な相談窓口の充実 -----	74
(2) 生活困窮者の自立支援 -----	76
(3) 権利擁護事業の充実 (DV・いじめ・虐待) -----	79
(4) 苦情解決窓口の充実 -----	84
第5章 計画の推進体制	
1 計画の進捗管理 -----	87
2 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携 -----	88
3 地域福祉計画の「わかりやすい版」の作成 -----	88
第6章 資料編	
1 国立市地域福祉計画策定委員会条例 -----	91
2 国立市地域福祉推進本部設置要綱 -----	94
3 国立市地域保健福祉施策推進協議会条例 -----	99
4 国立市地域福祉計画策定委員会委員名簿 -----	102
5 国立市地域福祉計画策定委員会検討経過 -----	103

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

地域福祉計画策定の趣旨

1 地域福祉計画策定の背景

近年の少子高齢・人口減少社会の進展や、都市化に伴う核家族化、世代間の価値観の多様化やプライバシー意識の高まりの中で、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の相互扶助機能が弱まっています。そのため、かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとも、今は一人で抱え込み、誰にも相談できない状況に陥っているケースも少なくありません。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、高齢者やしょうがいしゃなどの避難行動要支援者の把握と支援のあり方が大きな課題として認識されています。

複雑・多様化している社会問題や生活上の様々な課題に対応するには、行政の力だけでは困難であり、また市民相互の助け合いだけでも対応することはできません。こうしたことから、身近な地域における福祉施策の再構築及び住民相互の支え合いが求められるとともに、施策の推進に当たり、各分野が相互に連携し、市民と一体になりながら施策を展開していくことが求められています。

地域の活力を創出するためには、NPO¹、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業など既存の社会資源のほか、地域に今まで存在しながら光が当たらなかった「知恵」「人材」「資源」を掘り起こし、支援者・被支援者に分かれるのではなく、誰にでも居場所と出番があり、活躍できる社会を目指す必要があります。そのためには、行政がそういった地域の力が活躍できるよう、環境を整備することが重要です。

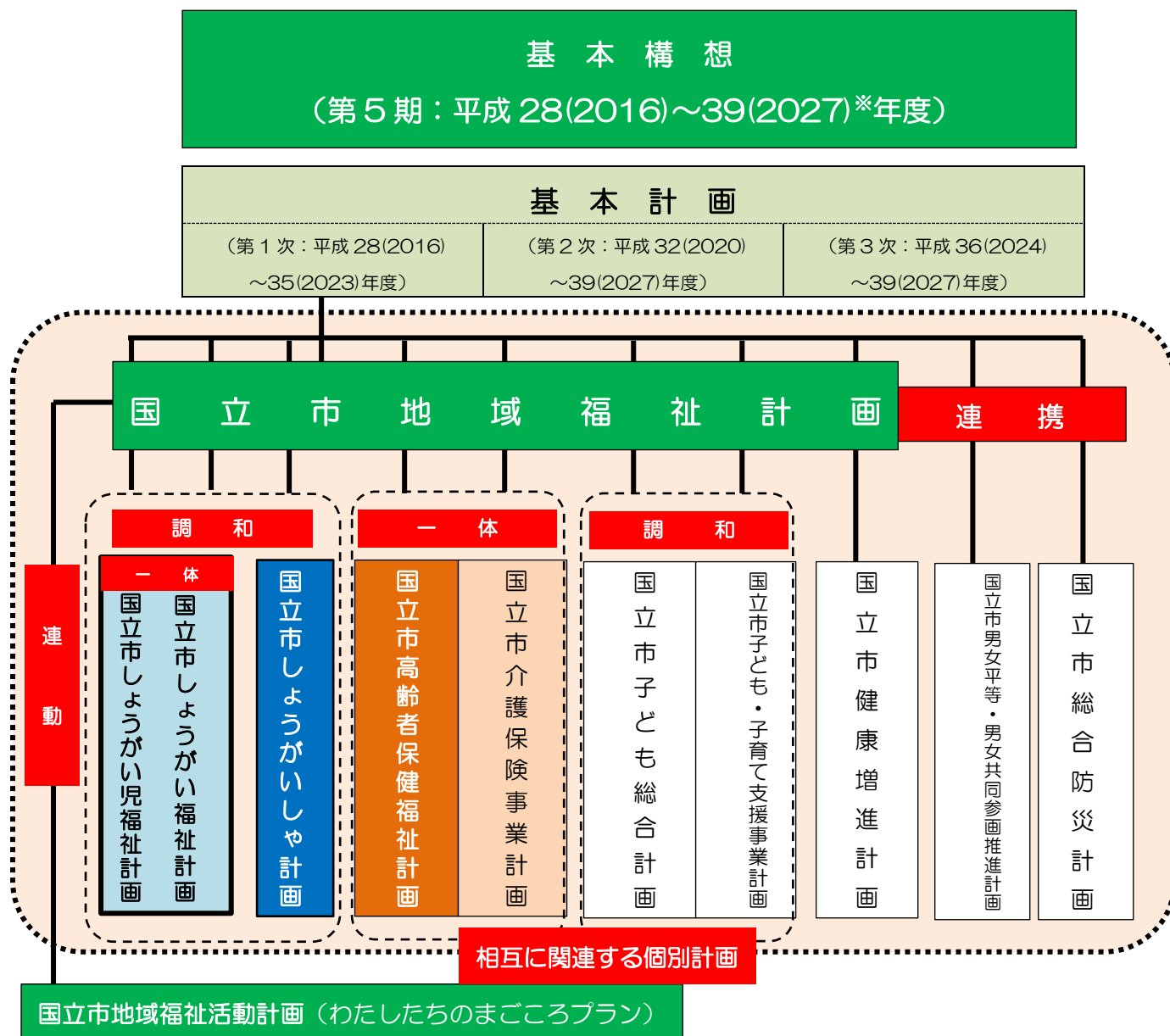
このような背景を踏まえ、行政による福祉サービスの充実に加え、地域における住民同士のつながりによって、だれもが分け隔てなく自分の選んだ暮らしができるよう、実効性のある計画として、第二次地域福祉計画を策定します。

¹ NPO：nonprofit organization。政府や自治体とは独立した、営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織（団体）。

2 地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村の計画であり、本市の総合計画である第 5 期基本構想・第 1 次基本計画を上位計画とする個別計画であるとともに、各分野の福祉計画の上位計画として位置付けられます。そのため、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」、しょうがいしゃ福祉分野の「しょうがいしゃ計画」「しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画」、子育て支援分野の「子ども総合計画」「子ども・子育て支援事業計画」、健康分野の「健康増進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。

この計画では、各分野を横断し共通して取り組むべき事項を示し、総合的に推進するとともに、制度の狭間の課題への対応にも取り組みます。



※改元後は新元号に読み替えます。以下同じ。

3 計画の期間

国立市地域福祉計画の対象期間は、『国立市しょうがいしゃ計画』及び『国立市高齢者保健福祉計画』と調和を図るとともに、各計画の上位計画としての位置付けを明確にするために、両計画の中間評価の翌年度かつ、両計画の計画終了年度の前年度にあたる平成 34(2022)年度までの 6 年間とします。

他の計画の対象期間は以下のとおりです。

計画名称	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度	34 (2022) 年度	35 (2023) 年度	36 (2024) 年度	37 (2025) 年度	38 (2026) 年度	
地域福祉計画	国立市地域福祉計画 (6 年間)										
しょうがいしゃ計画	国立市しょうがいしゃ計画										
しょうがい福祉計画		第 5 期			第 6 期			第 7 期			
しょうがい児福祉計画		第 1 期			第 2 期			第 3 期			
高齢者保健福祉計画		介護保険事業計画と一体			介護保険事業計画と一体			介護保険事業計画と一体			
介護保険事業計画	第 6 期	第 7 期			第 8 期			第 9 期			
基本構想	第 5 期(平成 28(2016)~39(2027)年度:12 年間)										
基本計画	第 1 次 (平成 28(2016)~35(2023)年度:8 年間)										
							第 2 次 (平成 32(2020)~39(2027)年度:8 年間)				
							第 3 次 (平成 36(2024)~39(2027)年度:4 年間)				

4 計画の考え方

(1) 基本理念

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

国立市地域福祉計画では、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を計画の目標に据え、全ての人々が孤立せず、自分らしい生き方を実現できるよう、様々な施策に取り組んできました。

計画策定から6年が経過し、社会情勢は様々に変化しましたが、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」¹に代表されるように、市では引き続き、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を目指す施策を展開しています。

これからも、全ての人々が、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感し合い、支え合い、関わり合うまちづくりを継続するため、国立市第二次地域福祉計画において、これまでの計画の目標を基本理念として継承し、計画を策定します。

(2) 基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 1 「お互いを理解し、共に支え合う地域づくり」
- 2 「24時間安心して安全に暮らせる地域づくり」
- 3 「自分らしく暮らし続けられる地域づくり」
- 4 「福祉の総合的な相談と自立支援の推進」

¹ 国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例：平成 17(2005)年に制定した「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を受け継ぎ、しょうがいのある人もない人も共に生きる国立市づくりを実現するため、しょうがいを理由とした差別の解消のための仕組みなどを定めた条例。「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という考え方を踏まえ、当事者を含めた広い市民の参画によるワーキンググループの議論を経て素案が作成され、平成 27(2015)年 9月に制定された。

1 お互いを理解し、共に支え合う地域づくり

ソーシャルインクルージョン¹の理念に基づき、全ての人が、お互いを尊重し合い、それぞれが支え合う地域づくりを目指します。

そのために、住民が主体となって参加できる地域福祉を目指し、市民活動団体やボランティアの育成など、地域福祉を担う人材の育成と活用を進めるとともに、地域が抱える課題について、地域の実情に応じて柔軟に支援します。

また、人権教育を進めるとともに、市民が自主的に地域福祉について学習できるよう、学校教育や生涯学習の場における取組を推進します。

2 24時間安心して安全に暮らせる地域づくり

全ての人が、24時間365日安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

そのために、建物のバリアフリー²化や、福祉交通手段の確保の検討を行い、特に、困難を抱えた人のバリアをなくし、誰もが安心して生活できるように施策を推進します。

また、災害時要配慮者対策を進め、防災・減災対策を推進します。

3 自分らしく暮らし続けられる地域づくり

自分で選んだ地域で、自分らしい生き方を安定して実現できる仕組みや環境づくりを推進します。

そのために、引き続き地域包括ケア³体制を充実させるとともに、在宅療養の推進に努めます。

また、全ての人が集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うことのできる環境づくりを支援していきます。

¹ ソーシャルインクルージョン：社会的包摂。福祉の支援を必要とする者も、同じ地域社会の一員であり、孤立しないよう包み支えあうという考え方。社会的排除の対義語。

² バリアフリー：高齢者やしょうがいしゃが社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を取り除くこと。現在は、物理的な面以外にも、社会制度、人々の意識、情報の提供など、社会参加を困難にしているあらゆる障壁を除去する意味で使われる。

³ 地域包括ケア：地域で生活するために必要な、医療・介護などの福祉サービスと、安全・安心・健康を守る生活支援サービスが一体的に提供されるという考え方。

4 福祉の総合的な相談と自立支援の推進

制度の狭間で苦しんでいる人や、複合的な課題を抱えている人について、分野を超えた相談を受け止める体制を構築します。

また、全ての人が地域においてその人らしく自立して生活できるよう支援します。

そのために、福祉の問題や子どもの問題に関して、総合的な相談ができる総合窓口機能を強化するとともに、相談窓口間での連携を強化します。

また、相談者に寄り添い、公的サービスや民間サービスも活用し、その人に合った支援を包括的・継続的に行います。

(3) 施策の体系

基本目標		施策の方針		基本施策			
1	お互いを理解し、共に支え合う地域づくり	(1)	地域資源の発掘・育成	①	地域資源の発掘・育成		
				②	福祉活動拠点の充実		
				③	知識、技術、経験等をいかし、地域で活躍できる機会、場の設置		
				④	福祉人材の確保・育成		
		(2)	福祉・人権に関する教育と活動の充実	①	福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成		
				②	人権教育の充実・心のバリアフリー		
				③	福祉と教育の連携		
				④	大学等との連携		
		(3)	行政と住民の協働の推進	①	市民協働の推進		
				②	NPO等福祉事業団体との連携		
				③	社会福祉協議会との連携		
		(4)	地域福祉活動の促進・支援	①	関係団体等への支援		
				②	コミュニティソーシャルワーカーとの連携 小地域福祉活動の推進		
				③	地域での子育て・子育て支援事業の推進		
		2	24時間安心して安全に暮らせる地域づくり	(1)	地域包括ケアシステムの推進	①	医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進
						②	認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進
③	住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援						
(2)	バリアフリーのまちづくり			①	バリアフリーのまちづくり		
				②	情報のバリアフリー		
				③	市内交通の利便性の向上		
(3)	防災・防犯のまちづくり			①	避難行動要支援者の把握と平常時の支援		
				②	災害発生時の要配慮者の支援		
				③	住宅における減災対策の推進		
				④	事業者等との防災協力の推進		
				⑤	防犯体制の強化		
(4)	福祉サービスの質の向上			①	福祉サービス情報の提供方法の改善		
				②	福祉サービス第三者評価の推進		
		③	社会福祉法人等に対する指導検査の実施				

基本目標		施策の方針		基本施策			
3	自分らしく暮らし続けられる地域づくり	(1)	地域包括ケアシステムの推進（再掲）	①	医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進		
				②	認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進		
				③	住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援		
		(2)	介護予防・日常生活の支援	①	介護予防事業の推進		
				②	多様な主体による生活支援サービスの推進		
		(3)	あらゆる世代の居場所・拠点づくり	①	多世代が集う居場所づくり事業の推進		
				②	市民・事業者が行うたまり場や居場所づくりへの支援		
		(4)	権利擁護事業の充実（成年後見）	①	権利擁護事業の充実		
				②	市民後見人の活用の推進		
		4	福祉の総合的な相談と自立支援の推進	(1)	福祉の総合的な相談窓口の充実	①	総合相談窓口による相談体制の充実
						②	関係部署・関係機関との連携強化
				(2)	生活困窮者の自立支援	①	生活再建と就労支援の実施
②	生活困窮世帯への学習支援						
(3)	権利擁護事業の充実（DV・いじめ・虐待）			①	相談者に配慮した相談窓口の配置		
				②	DV・いじめ・虐待を発見する仕組みづくり		
(4)	苦情解決窓口の充実			①	総合オンブズマンの開設		

第2章 本市における福祉の現状

第2章 本市における福祉の現状

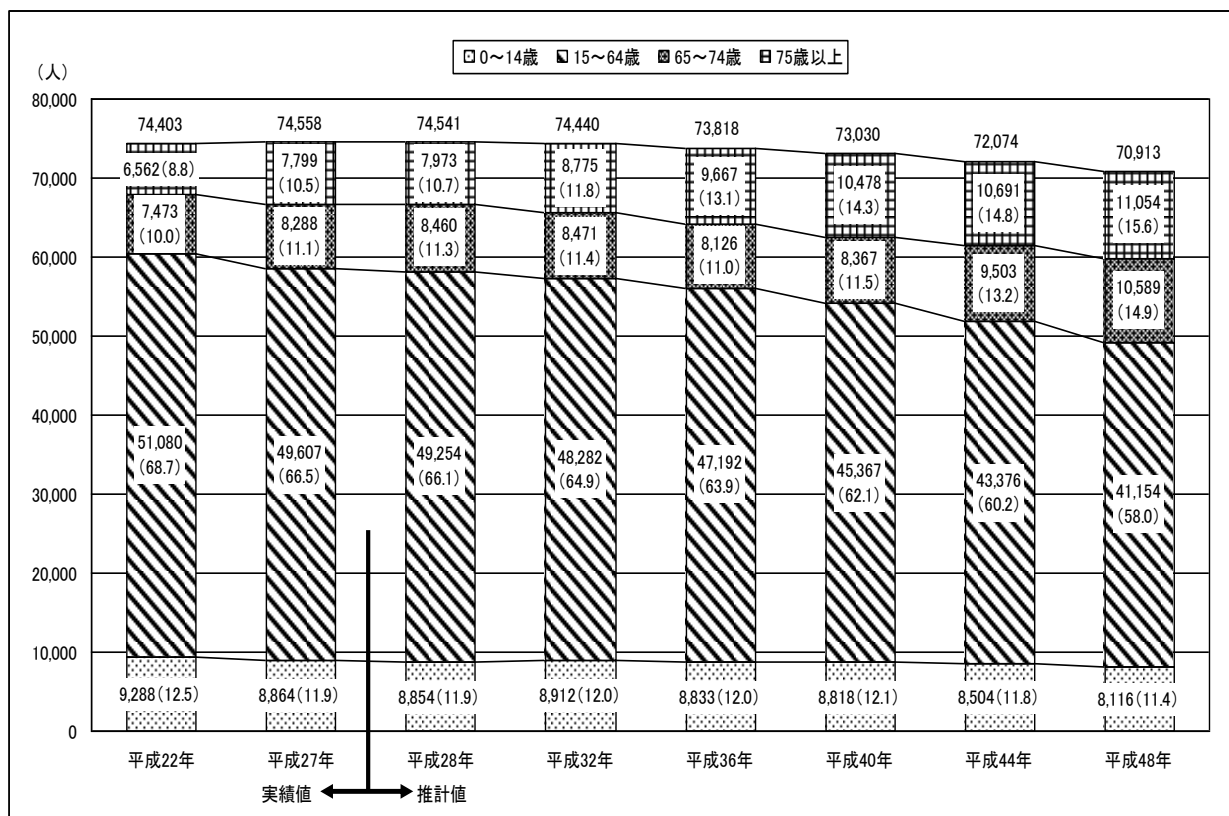
1 人口・年齢分布の現状と将来人口予測

国立市の人口は平成27(2015)年1月1日現在、74,558人(外国人住民を含む)であり、5年前と比較すると微増しています。日本全体で見ると、すでに人口は減少に転じていて、国立市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の65歳以上の人口(老年人口)は、平成27(2015)年1月1日現在、16,087人で、高齢化率は、21.6%となっています。今後、平成36(2024)年度には24.1%前後になることが見込まれます。

一方、15歳未満の人口(年少人口)は、平成27(2015)年1月1日現在、8,864人で、総人口に占める割合は、11.9%となっています。今後平成40(2028)年度までは8,800人前後を維持すると見込まれます。

国立市の将来人口推計



(資料：政策経営課)

2 市民生活の現状

(1) 家族類型から見た世帯の推移

世帯総数に占める「単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）」の割合は、平成 22(2010)年には 44.0%でありましたが、平成 27(2015)年は 40.8%と微減しています。「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、及び「女親と子どもの世帯」の割合は、微増傾向にあります。

年	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)
世帯総数	24,004	25,329	28,191	32,026	33,195	35,721	34,019
単独世帯数	7,611	8,766	10,828	12,827	13,939	15,732	13,906
夫婦のみの世帯	2,976	3,559	4,452	5,477	5,815	6,194	6,338
男親と子どもの世帯	221	248	308	340	362	409	405
女親と子どもの世帯	1,329	1,428	1,577	1,916	2,047	2,308	2,428
単独世帯の割合	31.7%	34.6%	38.4%	40.1%	42.0%	44.0%	40.1%
夫婦のみの世帯の割合	12.4%	14.1%	15.8%	17.1%	17.5%	17.3%	18.6%
男親と子どもの世帯の割合	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
女親と子どもの世帯の割合	5.5%	5.6%	5.6%	6.0%	6.2%	6.5%	7.1%

※単独世帯とは、世帯員が一人だけの世帯をいう。 資料：国勢調査（平成 27(2015)年は確定値）

(2) 自治会の組織数

市内には、市が把握する自治会・町内会が73組織あり、地域での相互扶助活動などを行っています。しかし、地域によっては、自治会・町内会がないところもあります。

また、自治会・町内会加入率世帯は、25.0%となっています。何らかのコミュニティに入って活動している市民は26.2%です。

(3) 市内のNPO法人数

平成29(2017)年2月23日現在、55団体が市内で活動しています。そのうち「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行っているのは、33法人となっています。

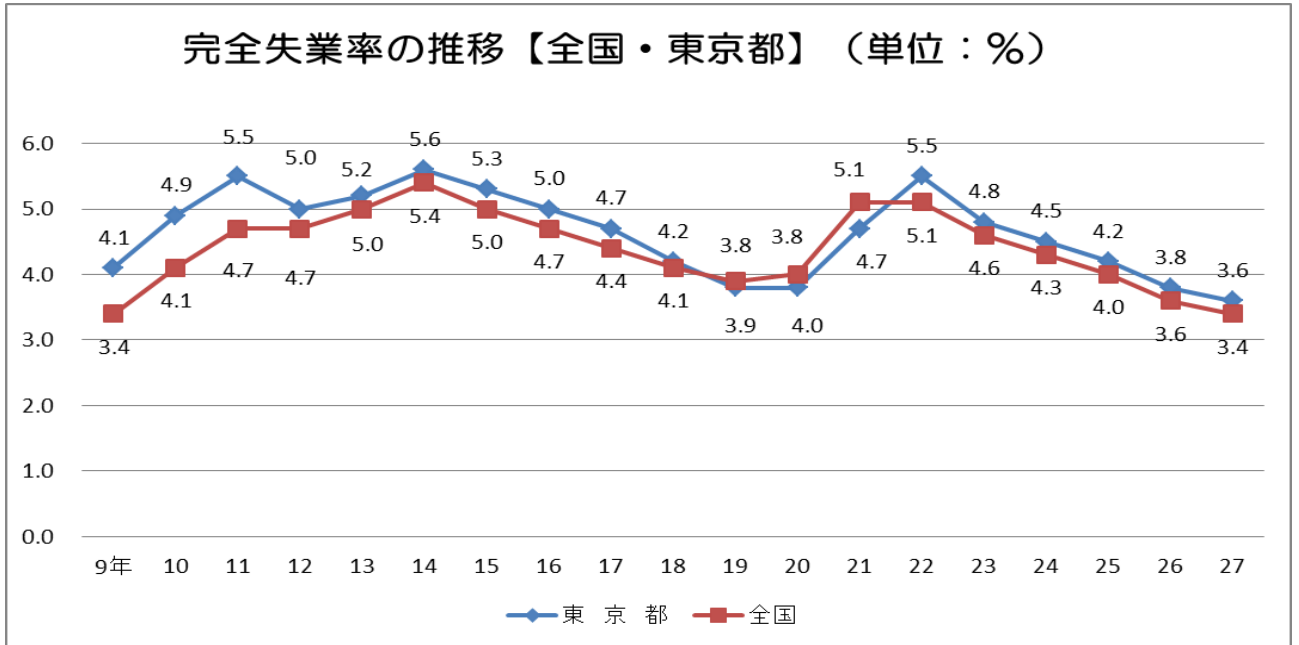
(4) 地域を支える団体等

市内には、地域を支える様々な団体があり、市民の要望や相談に応じて活動しています。福祉に係る主な団体は、民生委員・児童委員協議会、保護司会、日本赤十字奉仕団、育成会、防犯協会などがあります。

3 支援が必要な方の現状

(1) 完全失業率の推移（全国・東京都）

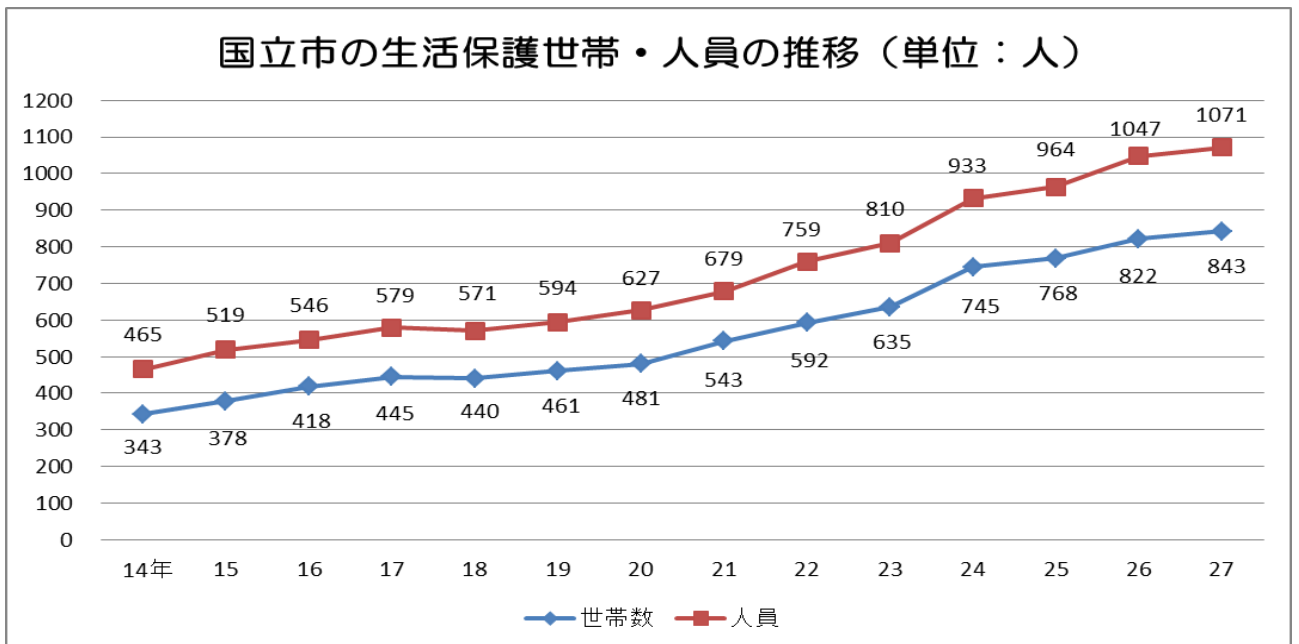
平成 23(2011)年以降は、失業率は少しずつ改善してきており、平成 27(2015)年の東京都における完全失業率は 3.6%と改善傾向となっています。



資料：総務省「労働力調査」

(2) 生活保護世帯

国立市における生活保護世帯は、平成 24(2012)年には 745 世帯でしたが、平成 27(2015)年には 843 世帯と、98 世帯の増加となっています。特に、高齢社会の進展の影響もあり、急激に増加しています。



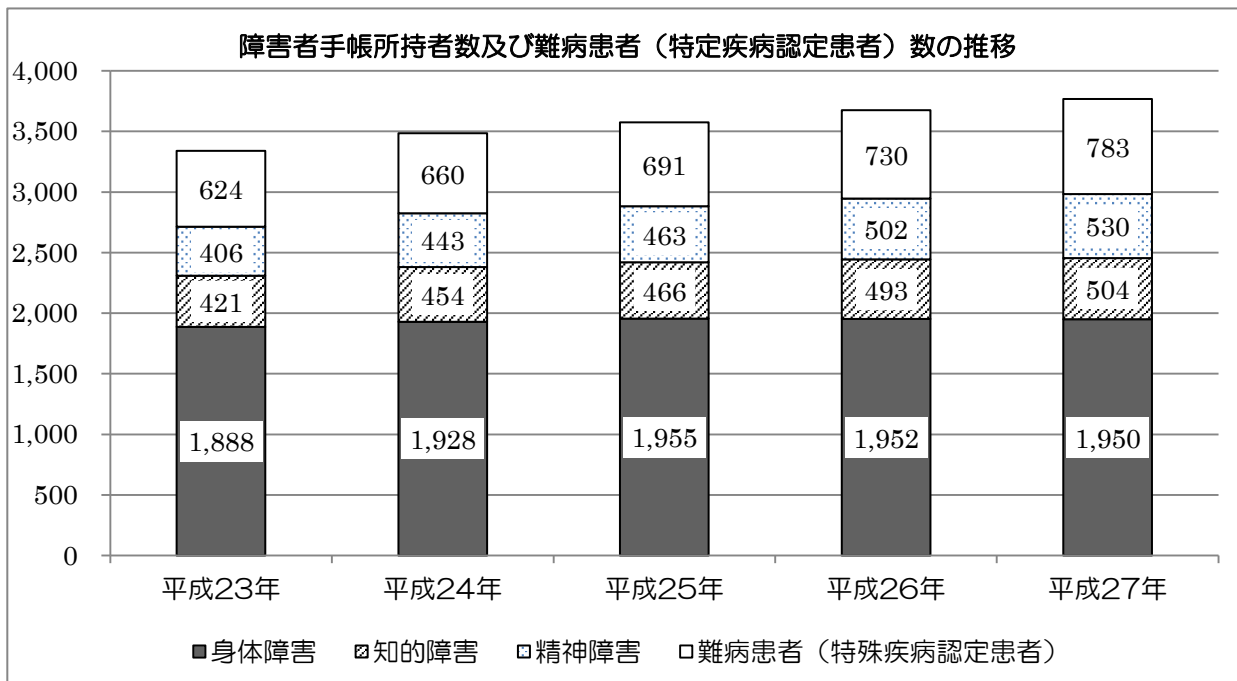
資料：福祉総務課

(3) 認知症高齢者

平成 27(2015)年 1 月 1 日現在の国立市における 65 歳以上の認知症高齢者は、1,579 人となっています。その内、単身世帯は 398 人となっています。今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。

(4) しょうがいのある人の人数

平成27(2015)年4月1日現在の国立市におけるしょうがい等をお持ちの方の人数は、身体・知的・精神しょうがいしゃと難病¹患者を合わせて延べ 3,767 人で、しょうがいのある人の延べ人数は年々増加しています。



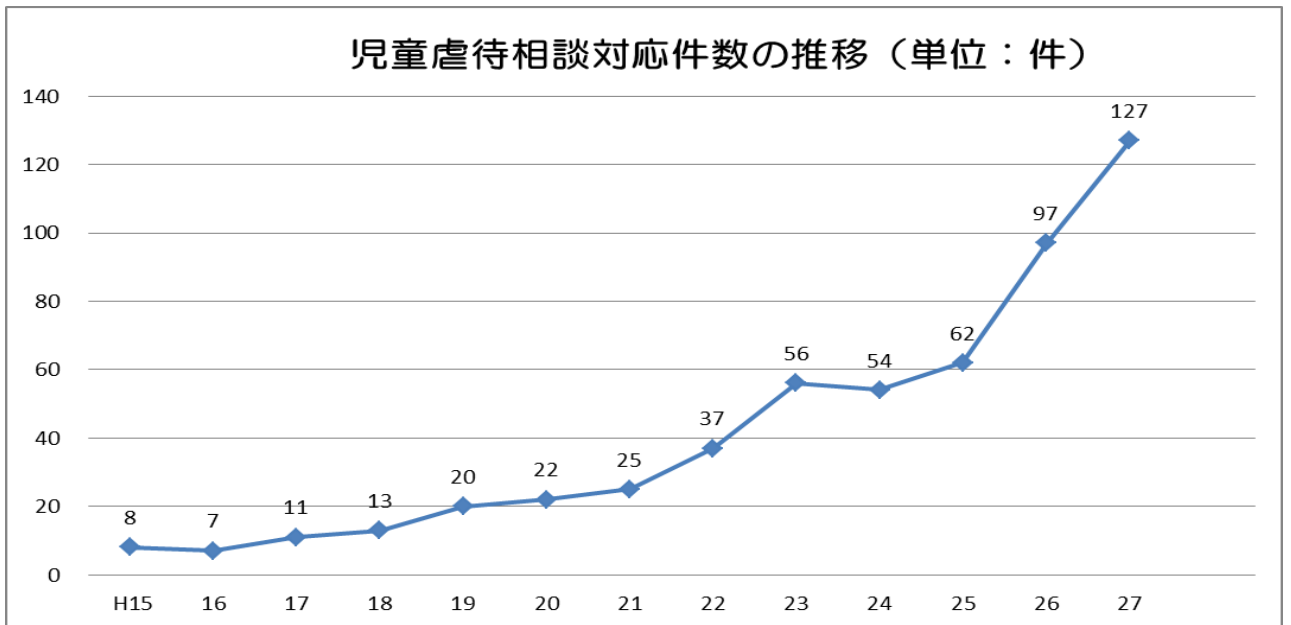
資料：統計くにたち（平成 27(2015)年度）・しょうがいしゃ支援課

(5) 児童・高齢者・しょうがいしゃへの虐待

国立市子ども家庭支援センターによる児童に対する虐待相談対応件数は、平成 23(2011)年度に 56 件でありましたが、平成 27(2015)年度には 127 件で、継続的に相談に応じている件数も含みますが、約 2.5 倍と急増しています。虐待の内容では心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待となっています。また、年齢別で比較すると小学生に対する虐待が増加しています。

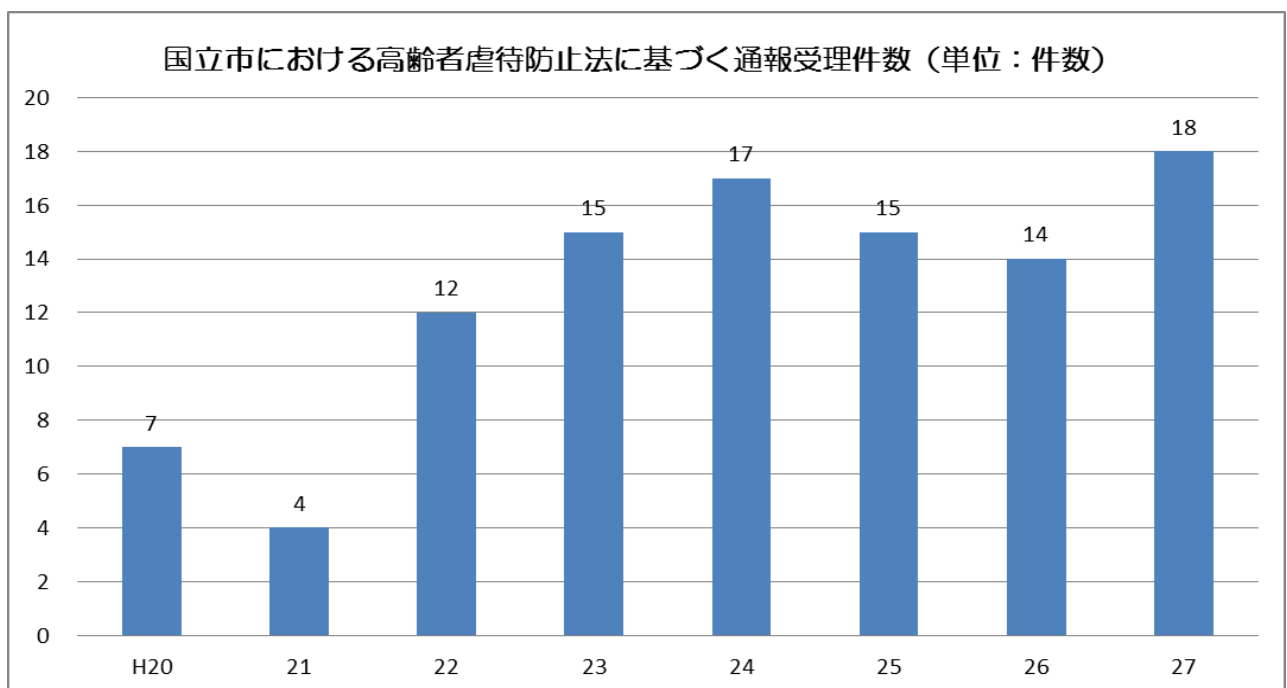
¹ 難病：原因不明、治療法未確立で、後遺症の恐れが少ない疾病、又は経過が慢性にわたり、単に経済的のみならず、家族の人的・精神的な負担が大きい疾病として厚生労働省が指定したもの。

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、330 の疾病が指定されている。



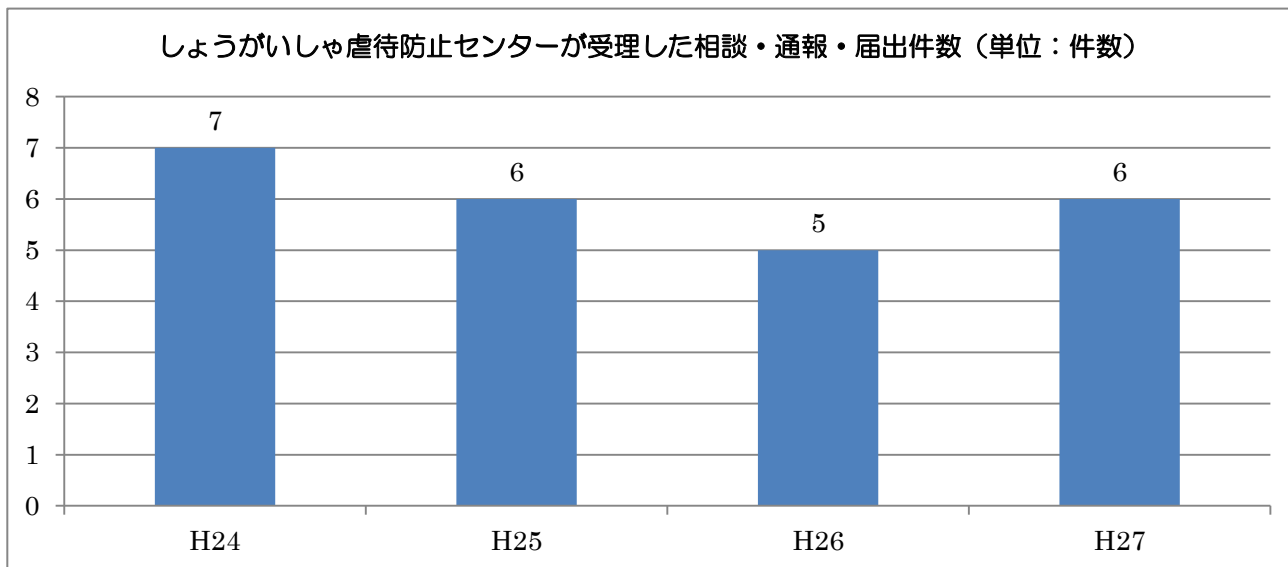
資料：国立市子ども家庭支援センター

高齢者支援課による虐待防止法に基づく通報受理件数は、平成 25(2013)年は 15 件、平成 26(2014)年は 14 件、平成 27(2015)年は 18 件となっています。



資料：高齢者支援課

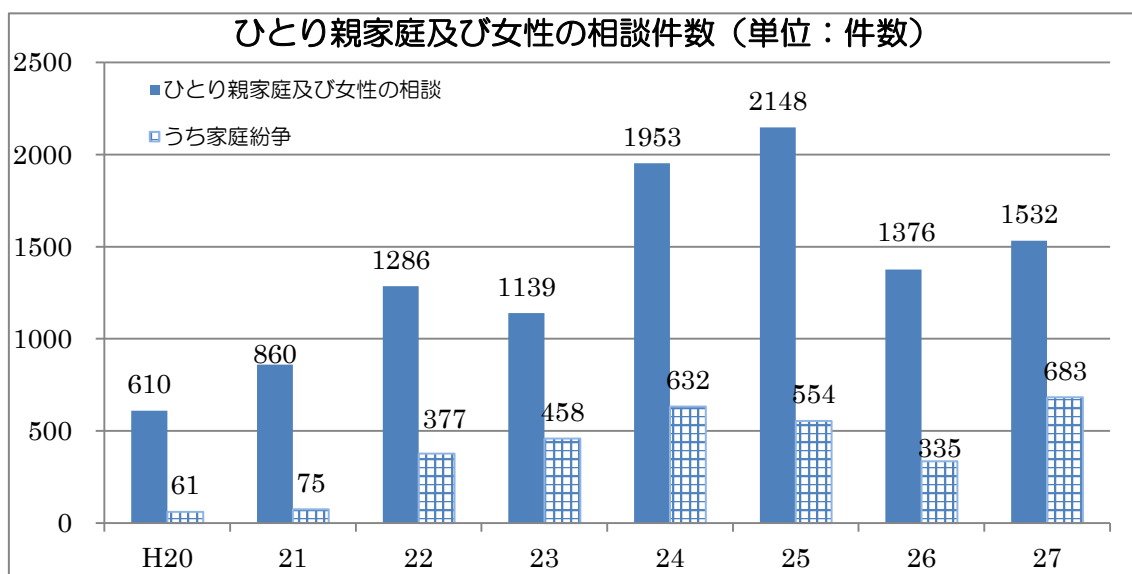
しょうがいしゃ虐待防止センターに寄せられた、相談・通報・届出件数は、平成25(2013)年は6件、平成26(2014)年は5件、平成27(2015)年は6件となっています。



資料：しょうがいしゃ支援課

(6) ひとり親家庭及び女性の相談件数

ひとり親家庭及び女性の相談件数は、平成25(2013)年度に2,148件でありましたが、平成27(2015)年度には1,532件となっています。相談の内容は、住宅、医療・健康、家庭紛争、就労、家事援助、その他生活一般、児童、資金貸付、その他となっています。その内、DV¹等を含む「家庭紛争」は、平成25(2013)年度554件が、平成27(2015)年度には683件となっています。



¹ DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振られる暴力のこと。単に身体的な暴力に限らず、言葉の暴力、物の破壊、過度な経済的制限、性的な行為の強要なども含まれる。

(7) ひきこもり

国立市では平成 27(2015)年度に「若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査※1」を実施し、「結果報告書」にまとめました。

「ひきこもり」状態に当てはまる人が「自分自身、または家族の中にいる」と回答したのは 21 人 (5.8%) で、該当者の状況は、50 歳代が 7 人、20 歳代が 5 人、30 歳代と 60 歳代以上が 4 人、40 歳代が 2 人、小・中学生が 1 人となっています。きっかけは「病気や体調の変化」が 7 件、「うつ病」が 2 件、「就職活動」が 2 件となっており、10 年以上の長期にわたるケースも 4 件となっています。

「近所の人や親戚・知人にいる」と回答したのは 61 人 (17.0%) で、その内訳は、20 歳代が 21 人、30 歳代が 17 人、40 歳代が 14 人、小・中学生が 11 人となっています。きっかけは、「仕事に関すること」が 11 件、「いじめ」が 6 件、「不登校 (いじめによる不登校を含む)」が 5 件、「しょうがいや病気」が 5 件、「うつ病」が 3 件、「人間関係」が 3 件などで、10 年以上の長期にわたるケースも 16 件となっています。

一方、東京都の「平成 19 年度若年者自立支援調査研究報告書※2」によると、15~34 歳の若年者で「ひきこもり」の状態にある者は約 2.5 万人 (0.72%) と推計されています。

また、内閣府が平成 22(2010)年に実施した「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査) ※3」によると、15~39 歳の若年者で「狭義のひきこもり」は 23.6 万人 (0.61%)、広義のひきこもり (ひきこもり群) は 69.6 万人 (1.79%) と推計されています。

平成 29(2017)年 1 月 1 日現在の国立市の 15~34 歳人口は 17,320 人で、東京都の調査結果 0.72% を乗じると 125 人となります。また、15~39 歳人口は 22,397 人で、内閣府の調査結果 0.61% を乗じると 137 人となります。

市の調査では、該当者が同居家族であるかは不明であり、重複の可能性もあることから、国立市内での出現率を算出することは難しく、東京都や内閣府の調査とは調査手法や設問が異なることから比較はできません。

「ひきこもり」の定義

厚生労働省：

「仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」のことであり、時々買い物などで外出することもあるという場合も含む。（国立市の調査ではこの定義を使用している。）

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では総世帯数の0.5%、約25.5万世帯と推計されている。

※2 東京都「平成19年度若年者自立支援調査研究報告書」：

普段の過ごし方の設問で「自室からほとんど出ない」「自室からは出るが家からは出ない」「近所のコンビニなどには出かける」「趣味に関する用事の時だけ外出する」のいずれかを選択し、専業主婦、妊婦など「ひきこもり」と明らかに異なる回答を除く。

※3 内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」：

- ・狭義のひきこもり：「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者
- ・準ひきこもり：「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者
- ・広義のひきこもり：「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計。
但し、ひきこもり群に該当する状態となって6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

出典：※1 国立市「若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査」

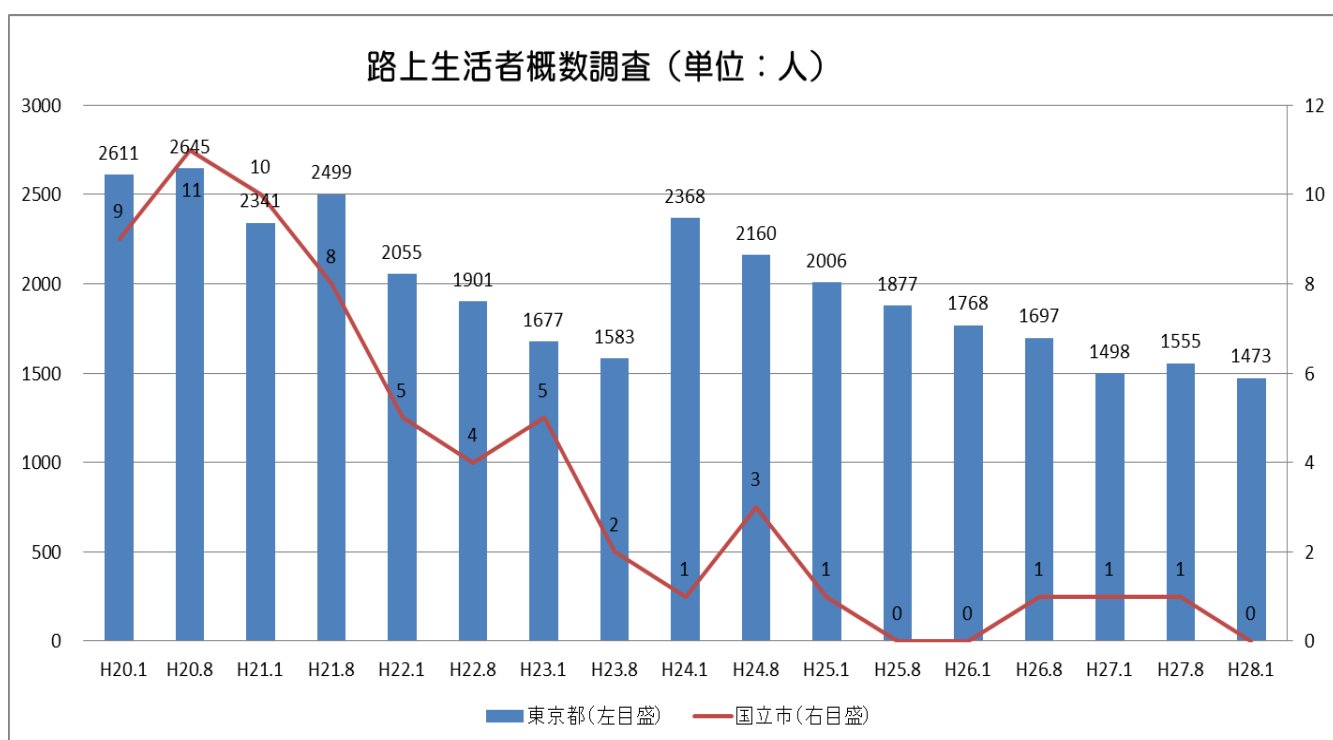
※2 東京都「平成19年度若年者自立支援調査研究報告書」

※3 内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(8) ホームレス

毎年1月及び8月に道路、公園、河川敷及び駅舎等の路上生活者の概数調査を行っています。この調査は、該当月の昼間の1日を選択し、目視による確認を行っています。

平成25(2013)年1月の調査では、国立市では1人、東京都では2,006人の路上生活者が確認されています。平成28(2016)年1月には、国立市で0人、東京都で1,473人となっています。減少の主な理由として、国や東京都のホームレス対策等の充実やNPOなどの民間機関の支援活動が上げられます。

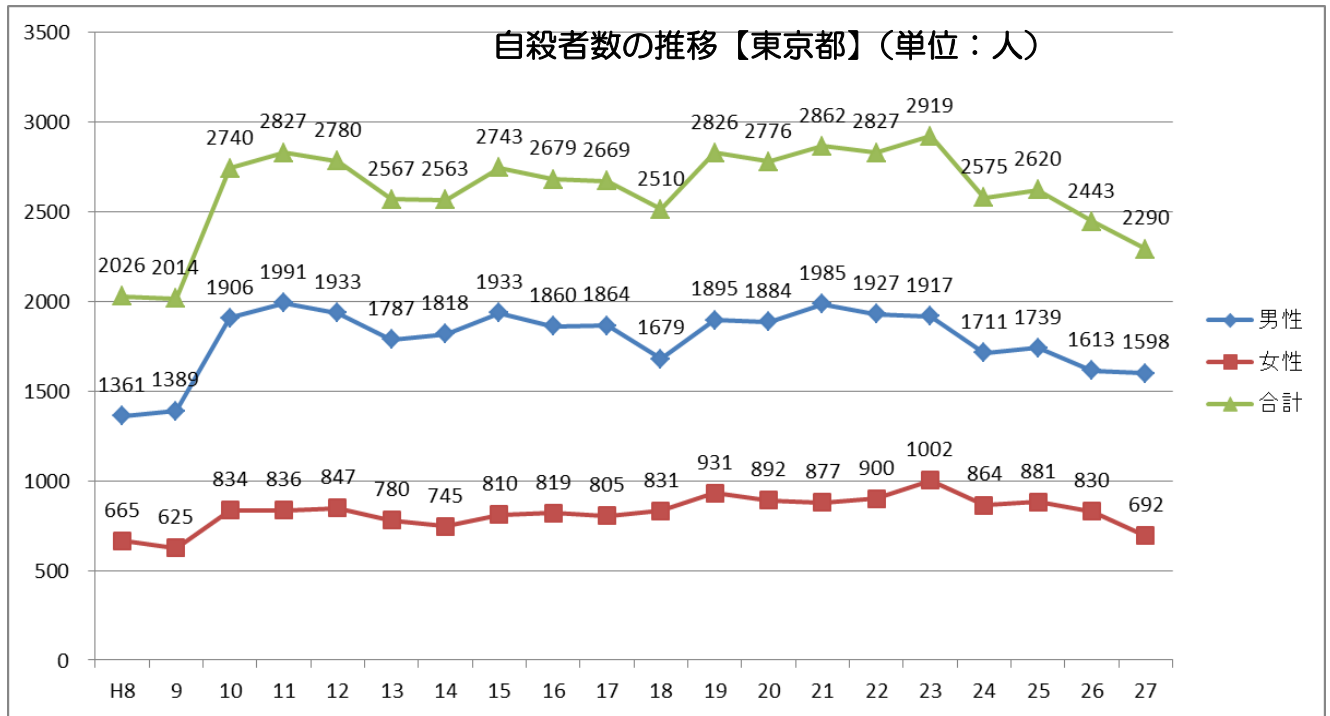


資料：路上生活者概数調査

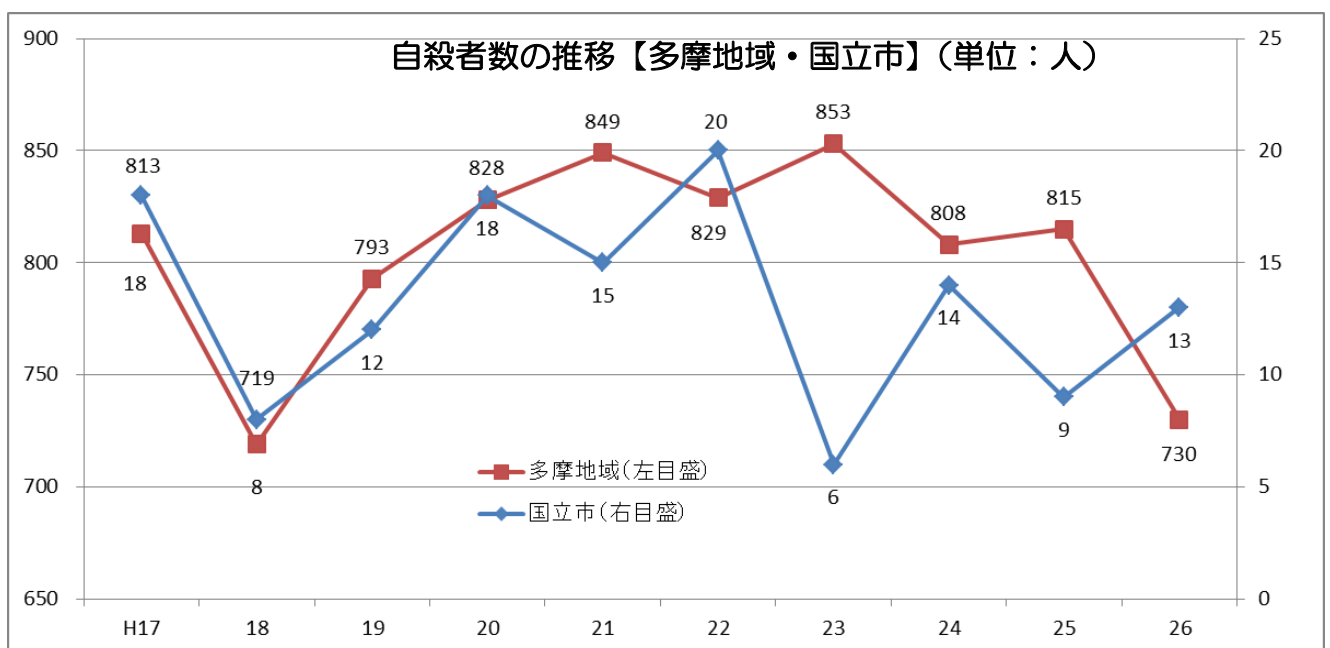
(9) 自殺者数の推移

自殺者数の推計によると平成 22(2010)年以降連続した自殺者減少の背景には高齢自殺者数の減少、失業率の改善、自殺原因動機別の各種相談窓口の充実が考えられます。

多摩地域においては、平成 22(2010)年と平成 26(2014)年を比較すると自殺者数は約 100 人減少しています。また、国立市では 7 名減少しています。



資料：東京都福祉保健局総務課



資料：東京都福祉保健局総務課

4 福祉総合相談窓口の受付状況

平成 28(2016)年度の福祉総合相談の相談者数は、383 人でした。相談者の数は増加傾向にあり、特に生活困窮に関する相談が増えています。また、他課へ市民の方を案内した件数は、2,952 件でした。

福祉総合相談件数		(単位：件)		
年度		平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)
区分		年度	年度	年度
相談	来所	226	251	235
	電話	70	83	113
	他部署	-	-	33
	HP	-	-	2
	合計	296	334	383
性別	男性	141	167	177
	女性	153	165	206
	その他	2	2	0
	合計	296	334	383
(複数にまたがる場合あり) 相談内容	高齢	59	37	36
	しょうがい	56	63	44
	女性・子ども	20	14	22
	成年後見	14	7	6
	生活相談	55	35	8
	生活困窮	114	165	235
	安否確認	16	5	1
	その他	97	77	110
	合計	431	403	462

資料：事務報告書

5 市内の空き家の現状

空き家は今後の地域福祉の拠点等として利活用が期待される一方、管理状態のよくない空き家が地域の環境や安全・安心に悪影響を及ぼす可能性もあります。平成 29(2017)年 3 月にとりまとめられた「国立市空き家等実態調査」によると、市内には空き家候補が 210 棟確認され、そのうち放置すると著しく危険であったり景観を損なったりする特定空き家候補が 93 棟確認されています。

6 第1次計画の評価

(1) 評価方法

第1次計画で策定された施策について、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度までの実施状況を確認し、担当課において中間評価を行いました。その後、国立市地域保健福祉施策推進協議会において、担当課の中間評価を元に、協議会として評価を行いました。

(2) 評価指標

A：充実させる B：継続させる C：見直しを行う

(3) 評価結果

① 人を大切にし、支え合う地域づくり

【施策の方向】

[協働による地域福祉の実現][福祉関係機関・事業者間の連携]

[福祉サービスの質の向上][相談・権利擁護事業の充実]

評価指標	項目数	割合%
A	12	36.4
B	17	51.5
C	4	12.1
小計	33	100.0

【協議会における主な意見】

- ・民間やNPO 団体への福祉サービスの事業の委託に関しては、結果直営のほうが効率的な場合もあるので、総合的に判断。
- ・市民向けのソーシャルインクルージョン研修や、市職員に対する、しょうがい当事者との研修は、より充実していく方向で検討してほしい。
- ・地域包括支援センターの時間外対応相談窓口については非常に大切に助かっている。続けてほしい。
- ・計画の策定委員会、施策を評価する推進協議会、当事者参加の自立支援協議会¹、それぞれの会議の役割を明確にしてはどうか。

¹ 自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の2に基づいて設置されている協議会。国立市では、しょうがいのある方やその家族、障害福祉サービスを提供している事業所などが集まり、連携を取りながら、地域で生活する仕組みを協議する協議会として運営している。

【第2次計画に向けた課題】

- ・福祉マップ等の作成に関して、全市的に展開できるよう手段・手法を含め検討。

② 安全で安心できる地域づくり

【施策の方向】

[バリアフリーのまちづくり][防災・防犯に強い地域づくり]

[支援が必要な方へのサービスの充実][健康づくりの推進]

評価指標	項目数	割合%
A	29	64.4
B	13	28.9
C	3	6.7
小計	45	100.0

【協議会における主な意見】

- ・市報音訳版や防災マニュアルの音訳版があるが、担当課や各学校にはない。図書館に行かないと入手できないというのは非常に不便なので改善してほしい。
- ・震災時、しょうがいを持った方は、一般の方と一緒に避難生活を送ることが難しい面もある。福祉避難所の充実を望む。また、看護職、介護職などの専門職の確保も重要である。
- ・しょうがい福祉サービスの夜間緊急対応については、早急な実現を求める。

【第2次計画に向けた課題】

- ・福祉避難所¹について、避難所数を増やす方策をとるとともに、地域の避難所でも困難を抱えた人を受け入れられる体制整備を検討。
- ・福祉有償運送²を含め、市内の福祉的交通の充実を検討。

¹ 福祉避難所：通常の指定避難所での生活が難しい要配慮者が利用する施設。災害時に高齢者やしょうがいしゃ等の緊急一時受入について市と協定を締結している。

² 福祉有償運送：道路運送法第79条に規定される移送手段。運輸支局に登録をしたNPO等が自家用自動車を用いて、主に高齢者やしょうがいしゃ等の移動制約者を安価に移送する福祉サービス。

③ その人がその人らしく生きられる地域づくり

【施策の方向】

[社会参加の推進][あらゆる世代の居場所・拠点づくり][自立生活を目指す教育と活動の充実][自立生活を実現するための就労支援]

評価指標	項目数	割合%
A	15	71.4
B	2	9.5
C	4	19.1
小計	21	100.0

【協議会における主な意見】

- ・受験生チャレンジ支援については、より広く広報するようにお願いしたい。
- ・福祉会館などの貸室運営に関しては、より利用しやすいよう柔軟な対応を望む。
- ・地域集会所などは、バリアフリー化が進んでいない施設もあるので、対応をお願いしたい。
- ・人権教育について、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」や、「もっとわかりやすい 国立市しょうがいしゃ計画」を教材に使ってはどうか？また、中学校の総合的な学習の時間における職場体験学習でも、施設だけでなく地域で自立生活しているしょうがいしゃとも関わることを検討してほしい。
- ・大学等と連携した福祉に関する学習と福祉に関する意識の醸成については、早急に検討してほしい。

【第2次計画に向けた課題】

- ・会議室等の貸し出し事業については、国立市公共施設等総合管理計画の中でどのように充実させていけるか検討。
- ・人権教育については、より広い内容でどのように充実させていけるか検討。

第3章 福祉施策の考え方

第3章 福祉施策の考え方

1 公助・共助・互助・自助

市民の暮らしを支え、全ての人が地域であたりまえに暮らせる社会をつくることは、公助の役割です。一方で、市民一人ひとりが自分らしい暮らしを地域で送るためには、公助・共助・互助・自助それぞれが、お互いの役割を理解し、関連しながら、効果的に機能することが重要です。

① 公助

公助とは、税金を財源として公的福祉サービスを提供することをいいます。生活に困窮している方に対する支援（セーフティネット）のほか、公的責任として、人権擁護や、いじめ・DV・虐待対策なども該当します。

② 共助

共助とは、制度化された相互扶助のことをいいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障の仕組みが該当します。

③ 互助

互助とは、家族や友人、近隣の人やサークル仲間など、個人的に近い関係性の方が、それぞれが抱える生活課題を相互に助け合って解決する力をいいます。

自治会などの地縁組織の活動、住民同士の気かけ合いや助け合い、NPO やボランティア団体による支援などが該当します。

④ 自助

自助とは、自分で自分を助けることです。例えば、健康維持や介護予防のために検診を受けたり、定期的な運動を行う、災害に備えて食料や水を備蓄しておく、など自発的に自身の生活課題を解決する力をいいます。また周囲に、助けてもらいたい、と自身の困りごとを発信できる力も自助に含まれます。

地域生活を送るにあたり基礎となるものは「自助」です。自助の原点は、自らの生き方を自分で考え選択することにあります。自分らしく暮らし続けるためには、自分自身の備えやどのような生活が自分らしいのか自分自身が考え選択することが最も重要です。しかし、実際生活するうえでは、自分だけの力となる「自助」にはどうしても限界があり、「公助」や「共助」が果たす役割は非常に重要です。一方で、「公助」「共助」が生活の保障や支援を行いながら、家族や友人など周囲のサポートが充実することが、本人のQoL（Quality of Life＝生活の質）を向上させる結果につながります。

そのため、この地域福祉計画では、従来の「公助」及び「共助」の充実を図るとともに、「自分らしさ」「地域での暮らし」を選択できるよう、自助・互助が力を発揮できる環境づくり、つまり「地域を育むこと」も公助の機能の一つに位置付け、施策を考えています。

2 社会構想としての地域包括ケアの実現

現在、75歳以上高齢者は、全国で約1,700万人（総人口の13.4%）いるとされており、約7.5人に1人が75歳以上の高齢者です。団塊の世代が全て75歳を迎える平成37(2025)年には2,100万人以上となることが予想されており、またそれに伴い、認知症患者数は約470万人まで増えると予想され、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。これを2025年問題と呼び、対応が求められています。

厚生労働省では、これに対応するため、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。

地域包括ケアシステムとは、重度の介護状態になっても、自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことです。

包括的なケアシステムを円滑に運用するためには、行政（公助・共助）に加え、地域資源（互助）とともに、市民自らの力（自助）を高めていくことが求められています。また、一人ひとりの生活困難を解決していくためには、「個別支援」とともに、その個別支援をスムーズに展開できるよう、地域社会の人々の合意形成や支え合いの地域づくりなどの「地域支援」が必要です。

市では、一人ひとりの「個別支援」「地域支援」については「地域ケア会議」で協議するとともに、市全体の課題については「介護保険運営協議会」において、在宅療養体制及び認知症対策については「在宅療養推進連絡協議会」において、そして地域の生活支援体制整備については「生活支援整備体制研究会」においてそれぞれ協議してきました。

今後も、この取り組みを継続し、さらに推進し、「24時間安心安全のまち くにたち」の実現を目指します。

また、市民一人ひとりが、自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう行政が必要な支援を一体的に提供するという地域包括ケアの概念は、高齢分野だけにとどまるものではありません。今後その概念を広げ、しょうがいがあっても、あるいは生活困窮などの日常生活

に困難を抱えるようになっても、一人ひとりが自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができる「社会構想としての地域包括ケア」を推進していきます。

～みんなで支えるまちづくり～



市の地域包括ケア 4つの規範

1. 安心して豊かな暮らしを続けることができる
2. 地域社会に参加できる
3. 認知症や重度要介護でも住み続けることができる
4. 一人暮らしでも住み続けることができる

3 総合相談窓口の重要性

昨今、社会問題化している孤立死¹を含め、貧困、虐待、ひきこもり等の困難な課題を同時に抱える事例が増えています。このような複合的な課題を抱えている方は、本人も、また支援する人も、どこの窓口で相談したらいいかわからない、またはそもそも制度の狭間であり、これまでの相談支援の仕組みでは対応しきれないなど、縦割りの行政では十分な解決は困難でした。

このため市では、平成 25(2013)年 1 月に「国立市福祉総合相談窓口業務検討会」を立ち上げ、「主訴が不明確な相談」や「解決すべき課題が複数の課にまたがる相談」を包括的に受け付ける福祉総合相談窓口の設立を検討し、平成 26(2014)年 4 月より、福祉総合相談「ふくふく」窓口として、事業を開始しました。

ふくふく窓口では、市民からの相談について、解決の目途が立つまで、又は担当部署と繋ぐまで支援を継続し、相談者を動かさない「ワンストップ」のサービスを提供するとともに、複合的な課題については、庁内組織と横断的に連携して課題を共有し、精度の高い支援を提供しています。

さらに、平成 29(2017)年 7 月より、子ども総合相談窓口「くにサポ」を開設し、子ども・子育て支援に関する包括的な相談窓口機能とともに、周産期²から青年期まで切れ目のない支援体制を整備しています。

また、住民とともに、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援していく専門人材の存在も重要です。市では、国立市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）³ 配置事業を、平成 27(2015)年度から開始し、現在は市内全域に 3 名配置しています。CSW は地域の中に入って、地域住民と協働し、「地域づくり」や「人のつながりづくり」に取り組むとともに、福祉課題を抱えている方については、その方に寄り添い、必要な支援につなげる活動をしています。

¹ 孤立死：孤独死とも。地域社会との繋がりを持たない状態で亡くなり、死後長期間発見されなかった場合を指す。

² 周産期：出産前後の期間。妊娠 22 週から生後 7 日未満の期間を指す。

³ コミュニティソーシャルワーカー：略称「CSW」。地域において活動し、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して地域と人をつなげたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職。

第4章 地域福祉計画の展開

第4章 地域福祉計画の展開

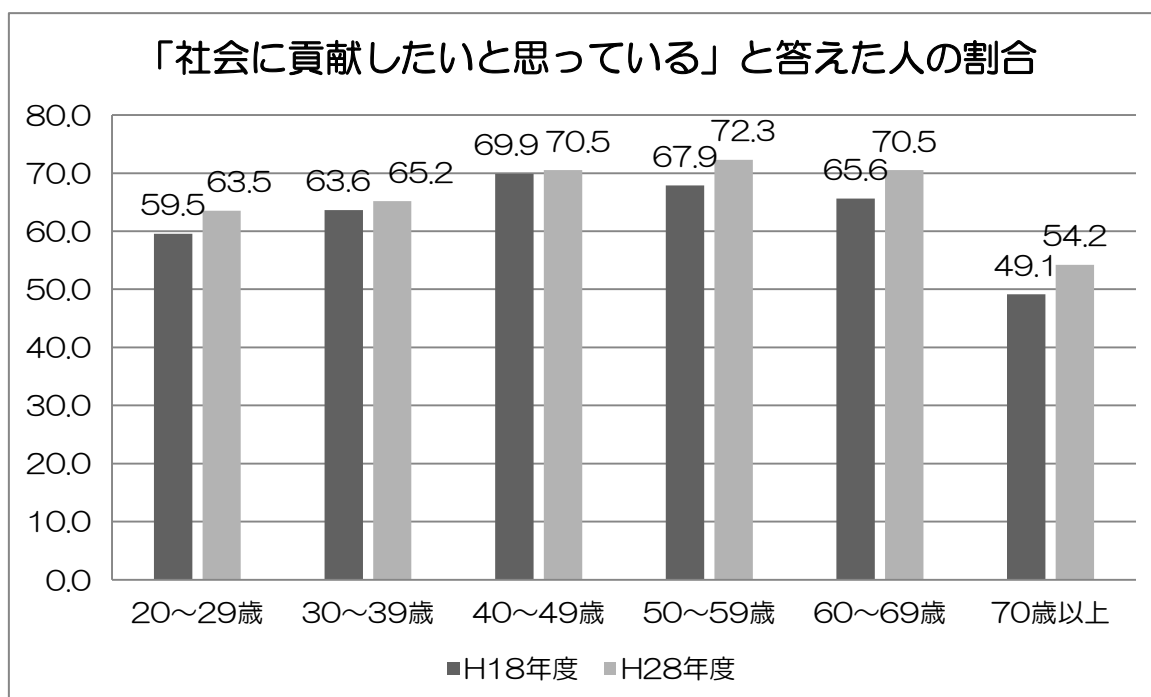
基本目標 1 お互いを理解し、共に支え合う地域づくり

(1) 地域資源の発掘・育成

【現状と課題】

少子高齢社会や核家族化の進行を背景としたライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地縁を軸とした地域コミュニティは、自治会・町内会の加入率世帯（25.0%）などにみられるように希薄化しており、地域を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

その一方で、度重なる震災や大規模な洪水などを契機に、社会に貢献したいと考える人の割合は増えています。特に若年世代、および50-69歳の定年を迎える前後の世代で大きく伸びています。



出典：「社会意識に関する世論調査（内閣府）」

しかしながら、地域活動をしたいと思っても、活動するきっかけがない、という人が多くいます。平成26(2014)年6月に実施した、国立市政世論調査によると、市民がグループ活動や地域活動に参加しない理由として、44.9%の方が「参加する機会がなかった」と回答しています。このような現状を受け止め、市として地域に眠る資源（人材・コミュニティ・思い）を発掘し、活躍の場をどのように提供していくか、検討をしていきます。

【施策】

① 地域資源の発掘・育成

取組	住民主体による地域発見の取組の支援	所管課	福祉総務課
内容	継続	地域で様々な活動をしている団体や組織等（企業や農業者等を含む）の社会資源を把握し、高齢者が気軽に集まることのできる場の有用な情報などを、住民自ら地域を歩いて地域を知る取り組みを支援します。	
取組	認知症サポーター ¹ 養成講座	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となるための、認知症サポーター養成講座を開催します。	
取組	社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携	所管課	福祉総務課
内容	継続	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、新たな活動の担い手を発掘し、育成するための支援を充実させます。	
取組	地域福祉人材の情報共有	所管課	福祉総務課
内容	新規	地域で活動している方や団体の情報について、各課と連携し、情報を共有できる仕組みづくりを検討します。	
取組	公民館講座のフォローアップ	所管課	公民館
内容	継続	公民館講座を受講した方たちについて、後日集まる場を設定したり、新しい課題について考えてもらうなどのフォローアップを行い、講座を受けるだけでなく、地域において実践できる取り組みを推進します。	
取組	空き家対策の推進	所管課	まちの振興課
内容	継続	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。また、空き家の活用方法について、今後具体的に検討していきます。	
取組	寄贈地・遺贈地活用の推進	所管課	福祉総務課 各所管課
内容	継続	市に寄贈・遺贈された土地・建物について、寄贈・遺贈者の意思に基づき、地域住民の方の交流・憩いの場となるように活用を検討します。	
取組	シニアカレッジ	所管課	高齢者支援課
内容	継続	将来、生活支援コーディネーター ² など地域におけるリーダーとして活躍していただけるよう、介護や認知症のことをはじめ、海外の先進事例や住民主体の活動の始め方など様々な分野の研修を実施しています。	

¹ 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受けた者。認知症を正しく理解し、友人や家族に認知症についての知識を広めたり、困っている方がいたら声をかけたりするなど、できる範囲で認知症の杖となる活動が期待される。

² 生活支援コーディネーター：国立市第6期介護保険事業計画において位置付けられた。地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、生活支援・介護予防サービスと地域ニーズを繋いだり、地域で担い手を発掘する役割を持つ。

② 福祉活動拠点の充実

取組	コミュニティ施設の貸し出し事業	所管課	福祉総務課 まちの振興課 公民館 児童青少年課
内容	継続	公共施設等を活用し、市内のサークルや団体が活動しやすい環境を積極的に整備します。	
取組	空き家対策の推進（再掲）	所管課	まちの振興課
内容	継続	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。また、空き家の活用方法について、今後具体的に検討していきます。	
取組	寄贈地・遺贈地活用の推進（再掲）	所管課	福祉総務課 各所管課
内容	継続	市に寄贈・遺贈された土地・建物について、寄贈・遺贈者の意思に基づき、地域住民の方の交流・憩いの場となるように活用を検討します。	
取組	矢川公共用地（都有地）の活用	所管課	富士見台地域 まちづくり担当
内容	新規	都営矢川北アパートの建替事業によって生じる空き地について、東京都から借用し、市の複合施設を建設できるよう都に要望しています。複合施設内に、多世代間で交流できるスペースや、会議・イベント利用できる多目的ホールを併設し、地域住民にとって「ふらりと立ち寄りたくなる元気の間」となるよう検討を進めていきます。	

③ 知識、技術、経験等をいかし、地域で活躍できる機会、場の設置

取組	財団3館主催事業	所管課	生涯学習課
内容	継続	指定管理の財団3館（郷土文化館、芸小ホール、総合体育館）主催事業にて、市民が日頃の成果を発表できる場を設けていきます。	
取組	サークル団体の紹介	所管課	生涯学習課
内容	継続	市HPに「サークル団体紹介」を設け、サークル団体の情報を発信しています。今後、「サークル団体紹介」のHP充実に向け団体からの申請に基づき写真を掲載できるようにし、活動状況を分かりやすくするよう取り組みます。	
取組	シルバー人材センター	所管課	福祉総務課
内容	継続	事業に寄与するシルバー人材センターに対し、補助金交付を行い、運営を支援していきます。また、市より積極的に仕事の発注を行っていきます。	

④ 福祉人材の確保・育成

取組		国立市介護職員初任者研修受講者助成事業	所管課	高齢者支援課
内容	継続	市内の福祉従事者の増加を目的として、国立市民で市内事業所に就業する方を対象に、介護職員初任者研修の受講費の一部を助成します。 今後、補助の対象を広げていくことができるか検討します。		
取組		保育士宿舍借上げ住宅補助事業	所管課	児童青少年課
内容	新規	保育所等が、職員のために借上げた住宅に関して、国及び東京都の補助金を活用し、家賃の一部補助を行います。		
取組		福祉人材の確保支援	所管課	福祉総務課
内容	新規	福祉人材の確保支援について調査を行い検討します。		
取組		東京 YMCA 医療福祉専門学校との連携	所管課	福祉総務課 高齢者支援課
内容	新規	東京 YMCA 医療福祉専門学校と連携し、福祉人材の確保のために行政ができることを検討します。		
取組		福祉人材の定着支援	所管課	福祉総務課
内容	新規	福祉人材の定着支援策について調査を行い検討します。		
取組		地域密着型の福祉のお仕事フェアの開催	所管課	福祉総務課
内容	新規	社会福祉協議会、東京都福祉人材センターと連携し、地域密着型の就職相談会を開催します。		
取組		福祉従事者を対象とした研修の開催	所管課	福祉総務課
内容	新規	社会福祉協議会と連携し、市内福祉事業所の従事者のスキルアップ研修などの実施を検討します。		

(2) 福祉・人権に関する教育と活動の充実

【現状と課題】

地域では様々な課題を抱えている方が暮らしています。そのような方が、地域であたりまえに暮らすためには、その地域に住む方々とお互いに学び合い、理解し合い、お互いが地域で暮らす住民同士として尊重し合える環境が重要です。

市が進める、ソーシャルインクルージョンに基づいた、だれもがあたりまえに暮らせるまちづくりは、そこに暮らす方一人ひとりが、地域における課題や社会福祉活動に対して関心を持ち、情報を共有し、地域の中で課題を抱えている方がいた場合には、排除せずに共に解決に向けて協働するまちを目指しています。

そのためには、地域に住む方の福祉・人権意識の醸成が欠かせません。

市では、公民館での講座や「わくわく塾くにたち」などで福祉・人権に関する生涯学習の機会を提供するとともに、学校教育の場において、「総合的な学習の時間」や「職場体験学習」を通じて、しょうがいしゃや高齢者との交流体験を実施しています。

今後、小学校・中学校の9年間で、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」などを題材にした学習機会を設けるなどし、しょうがいを持つ人があたりまえに地域にいることを学んでもらい、高校・大学等に他の地域から入学してきた若者には、国立市が行う「だれもがあたりまえに暮らすまちづくり」を理解してもらえよう努めます。このような若者の育ちを通じた継続的な取り組みによって、共に生きることがあたりまえという心を持った担い手を育てることを目指します。

また、平成 27(2015)年度より市長室に男女平等・平和・人権担当を新設し、広く人権について考えるイベントなどを開催してきました。

今後は、広く福祉・人権に関する教育の機会の提供をしていくとともに、学ぶだけでなく、学習したことを地域の中で実践できるようなサポート体制を検討していきます。

また、周囲の人の理解や行動も社会的障壁を取り除いていく上では大切なことです。施設や設備を適正に利用することや、困っている人を見かけたときに積極的に手助けするなどの「心のバリアフリー」もよりいっそう推進していく必要があります。

【施策】

① 福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成

取組	わくわく塾くにたち	所管課	生涯学習課
内容	継続	市民主催の学習会などに市職員が同い、市政の現状や課題、政策内容の情報などを分かりやすくお伝えします。	
取組	公民館講座	所管課	公民館
内容	継続	市民の学習の機会として、公民館で講座、講演会などを開設しています。知識や技術を得るだけでなく、参加者が互いに学び合うこと、人と人が出会うことを大切にし、事業を実施します。	
取組	シニアカレッジ（再掲）	所管課	高齢者支援課
内容	継続	将来、生活支援コーディネーターなど地域におけるリーダーとして活躍していただけるよう、介護や認知症のことをはじめ、海外の先進事例や住民主体の活動の始め方など様々な分野の研修を実施しています。	

② 人権教育の充実・心のバリアフリー

取組	インクルーシブ教育システム ¹ の推進	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	市立小・中学校において、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、しょうがいのある児童・生徒としょうがいのない児童・生徒が可能な限り、共に学べる学習機会の充実を図ります。都立特別支援学校に通っている生徒については、副籍交流を通じて地域との連携を密にするとともに、子どもたちがお互いにふれあう機会を多くし、同じ学校で学ぶためのきっかけを作ります。また、国立市の地域性を踏まえ、共に支え合う社会の実現に向けての理解教育を推進します。	
取組	高校・大学・専門学校生を対象としたボランティアプログラムの提供・推進	所管課	福祉総務課
内容	新規	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携してボランティアプログラムを設定し、高校・大学・専門学校生が夏期休暇期間中などに、介護ボランティア等に取り組める環境づくりを進めます。	
取組	職場体験学習	所管課	教育指導支援課
内容	継続	市内介護老人福祉施設や、東京都多摩障害者スポーツセンターにおいて、職場体験学習を実施しています。今後より多くの生徒が体験できるように、実施方法を検討します。	
取組	ソーシャルインクルージョンに基づく職員の育成	所管課	職員課 しょうがいしゃ支援課
内容	継続	「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」の理解や、ユニバーサルマナー検定研修などを通じて、職員・教員に対し「差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮 ² の提供」の徹底を図るとともに、全員がしょうがいのある人に理解のある市役所を目指します。	
取組	障害者差別解消法の啓発	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	平成 28(2016)年度から施行された障害者差別解消法について、障害者週間などの機会をとらえて、啓発のための行事などを実施しています。今後、広く市民に知ってもらえるようなイベントを、しょうがい当事者と一緒に企画します。また、民間企業等へ働きかけ、個別の対応や合理的配慮など、障害者差別解消法の理念や取り組み方法の積極的な周知に努めます。	

¹ インクルーシブ教育システム：しょうがいのある児童・生徒としょうがいのない児童・生徒が共に学ぶ仕組み。広義には、一人ひとりの子どもに適した教育環境の整備、学びのための支援を指す。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、しょうがいのある児童・生徒が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。

² 合理的配慮：しょうがいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると伝えられたときに、過度な負担にならない範囲で対応すること。対応が難しい場合は、お互い建設的な立場で協議することが求められている。

取組	国立市認知症の日イベント	所管課	高齢者支援課
内容	継続	市民、行政、医療・介護の関係者などで認知症に対する理解を深め、身近な問題として考える日として、「国立市認知症の日」を制定しました。認知症のことを知り、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、啓発イベントを開催します。	
取組	国立市人権・平和基本条例（仮）の制定	所管課	市長室
内容	新規	市民が平和や人権を身近に感じられるよう、国立市人権・平和基本条例（仮）を制定します。	
取組	人権擁護委員との連携による人権擁護啓発活動の推進	所管課	市長室
内容	継続	人権擁護委員と連携し、小学生・中学生に対する人権擁護意識向上のための啓発活動を推進します。	
取組	人権に関する啓発イベントの実施	所管課	市長室
内容	継続	人権に関する映画会やパネル展などの開催を通じて、市民の人権擁護意識の向上を図ります。	
取組	LGBT ¹ に対する理解の啓発	所管課	市長室
内容	新規	職員向け研修や、市民向けシンポジウムを開催し、LGBTの方に関する理解を深め、だれもが暮らしやすいまちにするための取組を推進します。	
取組	わくわく塾くにたち（再掲）	所管課	生涯学習課
内容	継続	市民主催の学習会などに市職員が同い、市政の現状や課題、政策内容の情報などを分かりやすくお伝えします。	
取組	公民館講座（再掲）	所管課	公民館
内容	継続	市民の学習の機会として、公民館で講座、講演会などを開設しています。知識や技術を得るだけでなく、参加者が互いに学び合うこと、人と人が出会うことを大切に、事業を実施します。	
取組	バリアフリー施設の適正な利用の呼びかけ	所管課	各所管課
内容	継続	バリアフリー対応トイレやしょうがいしゃ用駐車スペース、優先座席などの施設について、必要な方が必要なときに利用できるよう、適正な利用を呼びかけます。	
取組	ヘルプマーク ² の普及啓発	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	援助や配慮を必要としている人が周囲の人にそのことを知らせるためのヘルプマークについて、ヘルプカードとあわせて普及を進めるとともに、気遣いや手助けがみんなで協力してできるよう、市民に向けた啓発を進めます。	

¹ LGBT：レスビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bysexual)、トランスジェンダー(Transgender)の人々の総称。性的マイノリティのこと。LGBTQとも。(Qはジェンダークィア(Genderqueer)：既存の性別に当てはまらない、流動的な人々のことを指す。)

² ヘルプマーク：日常生活の中で、外見では分かりにくいものの援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせるためのマーク。

③ 福祉と教育の連携

取組	福祉と教育の連携の推進	所管課	福祉総務課 教育指導支援課
内容	新規	健康福祉部と教育委員会の連携を密にし、国立市の地域特性を含めた教育を充実できるよう努めます。	
取組	就学相談の充実	所管課	教育指導支援課 しょうがいしゃ支援課 子育て支援課
内容	拡充	しょうがい等により、特別な教育的支援や配慮が必要な子どもを対象とした就学相談 ¹ を充実させ、その子の能力が最大限発揮できる教育の場を選択できるようサポートします。	

④ 大学等との連携

取組	学識者との連絡窓口の整備	所管課	政策経営課
内容	新規	市政に学識者の専門的な見地を反映するため、連携協定を締結するとともに、今後、より効率的な連携のために、学識者との連絡窓口の整備を検討します。	
取組	一橋大学大学院言語社会研究科との連携	所管課	公民館
内容	拡充	公民館では、一橋大学大学院言語社会研究科で積み上げられてきた豊かな「人文学」の研究成果と、市民の社会教育・生涯学習との相互の交流・発展を目指して、様々な連携事業を実施してきました。平成 29(2017)年 3 月末に、公民館と一橋大学大学院言語社会研究科の間で、社会連携に関する覚書を取り交わし、今後さらなる協働を推進していきます。	
取組	市内の高校や大学との地域連携による子育て支援	所管課	各所管課
内容	継続	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。	

¹ 就学相談：児童が、小学校に入学する前に、何らかのしょうがいがあったり、長期にわたり疾病等があり入院経験があったり、また現に入院中で退院の目途がまだ立っていないといった悩みに、市教育委員会が相談に応じること。

(3) 行政と住民の協働の推進

【現状と課題】

地域福祉を充実させるためには、共助・公助が最終的な福祉の保障を行いつつ、いかに自助・互助の領域を拡大・充実させていくかが重要です。

そのためには、行政のみならず、福祉事業者や NPO、ボランティア団体等の民間団体及び住民が互いに連携、協働して福祉活動に取り組んでいく必要があります。

市では、平成 16(2004)年 4 月に「くにたち NPO 活動支援室」を開設しました（現在は運営を「くにたち地域コラボ」に移管）。「くにたち NPO 活動支援室」では、NPO 法人だけでなく、市民活動を行う様々な方（団体）が、それぞれ連携し、国立市をより面白く魅力的な地域にしていけるよう、「活動の支援」と「それぞれのつなぎ役」を担っています。

また、平成 18(2006)年 10 月には「NPO 等と国立市による協働推進の指針」を策定し、協働の考え方や協働のための環境・体制づくりなどを示しています。

現在、市内 NPO 法人数は 55 法人であり、そのうち福祉に関するものは 33 法人あります。市と NPO 等との協働・連携事業は平成 28(2016)年度実績で 122 事業となっており、増加傾向にあります。

今後も、市民一人ひとりが積極的に地域福祉に関係していくことができる環境づくりを推進していきます。

【施策】

① 市民協働の推進

取組	審議会等への公募市民委員の積極的な参画	所管課	政策経営課 各所管課
内容	継続	幅広く市民の意見を反映させるため、審議会等には可能な限り公募の市民委員の参画を推進します。	
取組	市民や団体と連携した市の事業の実施の推進	所管課	まちの振興課 各所管課
内容	継続	積極的に市民や地域の団体と連携し、地域の力を活用しながら市の事業を実施します。	

② NPO 等福祉事業団体との連携

取組	NPO 等との連携窓口の充実	所管課	まちの振興課
内容	継続	NPO 等と効率的に連携を行うために、連携窓口を充実させるとともに、NPO 同士の交流をより図れるよう、「くにたち NPO 活動支援室」へ支援を行います。	
取組	社会福祉法人の地域貢献への支援	所管課	福祉総務課
内容	新規	社会福祉法人の、地域における公益的な取り組みを支援します。また、その取り組みの妥当性について意見する地域協議会（仮）を立ち上げます。	

③ 社会福祉協議会との連携

取組	社会福祉協議会が行う事業への支援	所管課	福祉総務課
内容	継続	市と社会福祉協議会との連携をより強化するため、社会福祉協議会が実施する事業について職員が参加するなど、社会福祉協議会の地域づくりを市が側面的に支援します。	
取組	人事交流の実施	所管課	職員課
内容	継続	市と社会福祉協議会との連携をより強化するため、互いの事業を把握し、福祉サービスに関する知識や能力を習得するため、人事交流を実施します。	
取組	情報共有の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	福祉サービスを担当する市職員と社会福祉協議会の職員の情報交換の場として、課長連絡会を実施します。 また、社会福祉協議会が実施している、社会福祉法人連絡会に行政担当者が参加し、情報共有をしていきます。	

(4) 地域福祉活動の促進・支援

【現状と課題】

地域福祉は、専門職によって提供されるフォーマルサポートと、専門職でない人々（自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、ボランティア団体、NPO 法人、民間事業者など）によって提供されるインフォーマルサポート¹双方によって支えられています。フォーマルサポートとインフォーマルサポートは、どちらか一方だけが充実しても、地域福祉全体を充実させることはできません。行政は、住民による地域福祉活動の支援をするとともに、フォーマルサポートとインフォーマルサポートをつなぐネットワークを構築する必要があります。

市では、国立市社会福祉協議会と連携し、平成 27(2015)年度に西地区をモデル地区としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を導入しました。CSW は地域住民の中に入って地域づくりをお手伝いしたり、住民同士のサポートに専門職としての視点から助言を行い、小地域福祉活動を実践しています。また、地域で解決できない課題を抱えている方がいた場合は、行政などと連携し解決を図っています。

CSW については、平成 29(2017)年度から市内全圏域に展開していきます。今後、小地域福祉活動についても、市内全域で展開を図っていきます。また、CSW と連携し、地域の実情に合わせた画一的にならない支援を目指します。

¹ インフォーマルサポート：家族や友人、個人ボランティア、住民などによる公的な制度に基づかない支援。公的な制度による支援と適切に組み合わせることにより、本人の心身状況に合わせたきめ細やかな支援が可能になる。

【施策】

① 関係団体等への支援

取組	民生委員・児童委員活動への支援	所管課	福祉総務課
内容	継続	地域での民生委員・児童委員の活動を支援するため、サポート体制を充実させます。 また、市内欠員地区の解消に努め、欠員を生まないための方策を、民生委員・児童委員と協働して検討します。	
取組	地域福祉団体等への支援	所管課	福祉総務課
内容	継続	保護司会など、地域の福祉活動を行う団体に対し、活動の強化につながる取り組みを支援します。	

② コミュニティソーシャルワーカーとの連携・小地域福祉活動の推進

取組	ぐるっと地域応援活動事業（CSW）	所管課	福祉総務課
内容	拡充	国立市社会福祉協議会と連携し、市内に3名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しました。今後より連携を深め、地域の課題解決に取り組めます。	
取組	CSW と連携した小地域福祉活動 ¹ の推進	所管課	福祉総務課
内容	拡充	地域の困りごとや心配事などの解決に向けた方法や活動内容を協議し、身近な地域で住民が主体となって支え合う仕組みづくりを、社会福祉協議会と連携して進めます。	

③ 地域での子育て・子育て支援事業の推進

取組	子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）	所管課	子育て支援課 児童青少年課
内容	拡充	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育て広場、児童館カンガルー広場）の充実を図ります。	
取組	子どもの登下校の見守り	所管課	教育総務課 児童青少年課
内容	継続	市内公立小学校において朝の登校指導を実施するとともに、自治会や防犯協会、地域住民などと連携して、取り組みの拡充を図ります。また、下校時に、子どもの見守りをお願いするメッセージを流すとともに、見守り活動中の不慮の事故に備えボランティア保険に加入し、地域の見守りを促していきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を確保し、その周知に努めます。	

¹ 小地域福祉活動：身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の困りごとを、地域の中で、地域住民が主体となって解決に取り組んでいく活動。

取組		ファミリーサポート事業	所管課	子育て支援課
内容	継続	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。		
取組		少子高齢社会における「ダブルケア」への取組の検討	所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
内容	継続	少子化と高齢化が同時進行する中で、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア）の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。		
取組		放課後学習支援教室の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続	地域の子どもは地域が育てる、という観点から放課後学習支援教室を推進します。市内公立小学校8校で実施し、学校と連携し地域の力を活用して、子どもの「やる気」をサポートします。また、放課後の子どもたちの過ごし方の一つとしての学習活動の拠点となるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室との新たな連携を模索します。		
取組		学習支援事業「LABO☆くにスタ」	所管課	公民館
内容	継続	中高生を対象とした学習支援「LABO☆くにスタ」では、その生徒のニーズに合わせて日本語指導や学校の宿題、授業の復習などの基礎学習を大学生や社会人のスタッフがマンツーマンで手助けしています。今後も、生徒が継続的に通いたくなるような「居場所」となるよう事業を展開していきます。		
取組		市内の高校や大学との地域連携による子育て支援（再掲）	所管課	各所管課
内容	継続	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。		
取組		地域における子どもの居場所づくり事業	所管課	児童青少年課
内容	拡充	地域の人との触れ合いによって、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付します。		

取組		地区育成会への支援	所管課	児童青少年課
内容	継続	<p>地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。</p> <p>市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材の持つ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしてきます。</p>		

基本目標 2 24 時間安心して安全に暮らせる地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進

【現状と課題】

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯続けることができるよう、医療・介護・福祉・住まいなどの事業者等と、地域住民、そして行政が連携してつくっていく地域包括ケアシステムが求められています。

国立市では、これまでも住民同士のつながりの中で、支え合いながら安心して生き生きと豊かな生活を続けることができる地域づくりを進めてきました。特に、家族介護者の交流や認知症の方の独居生活への支援などで先駆的な事業を展開してきています。今後これらの取り組みをさらに進めるとともに、在宅療養の推進や、夜間緊急時・休日の対応など、新たな課題にも対応できるしくみ作りについても検討を進めていきます。

【基本施策】

① 医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進

取組	在宅医療・介護連携の推進	所管課	高齢者支援課
内容	継続	医療専門職や、地域中核病院 ¹ の地域連携室 ² 、訪問看護事業所、介護職、行政、学識者、介護を抱える家族などで構成する在宅療養推進連絡協議会を開催し、在宅ケアを進めるための、具体的な取組を検討・推進します。	
取組	地域ケア会議の充実	所管課	高齢者支援課
内容	継続	地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、より充実した在宅ケアが提供できるよう、個別ケースの検討を通じて、サービス提供の最適な手法を多職種間で共有・蓄積します。	
取組	夜間・休日の介護相談・訪問介護事業の充実	所管課	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
内容	拡充	夜間休日の介護相談・訪問介護事業について、地域の社会資源を活用して実施し、24 時間 365 日の在宅での介護看護を支える体制を充実させます。また、しょうがいしゃを対象とした夜間緊急時・休日の対応に関する事業についても、今後調査研究を進めていきます。	

¹ 地域中核病院：地域の医療連携の中核となる病院。近隣では、多摩総合医療センター、国家公務員共済立川病院などが該当する。

² 地域連携室：入院患者が退院する際、行政やケアマネージャー、地域のかかりつけ医と連携し、スムーズな在宅療養生活に移行できるよう支援する部署。

② 認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進

取組		認知症サポーター養成講座（再掲）	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となるための、認知症サポーター養成講座を開催します。		
取組		国立市認知症の日イベント（再掲）	所管課	高齢者支援課
内容	継続	市民、行政、医療・介護の関係者などで認知症に対する理解を深め、身近な問題として考える日として、「国立市認知症の日」を制定しました。認知症のことを知り、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、啓発イベントを開催しています。		
取組		いいあるきネット	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症になっても自由に外出でき、周りの人が見守ってくれるまちにするため、認知症の方の独り歩きをサポートする模擬訓練を実施します。 ※市では、認知症の方が外に出て迷ってしまうことを、「徘徊」といわずに「いいあるき＝迷ってもいい、安心できる心地よい歩き」と表現しています。		
取組		認知症カフェ	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症当事者・家族・地域の人や医療ケアの専門職などが集い、お互いの交流を図ったり、認知症の情報を共有することができる認知症カフェを地域に展開します。		

③ 住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援

取組		地域居住支援事業の調査研究	所管課	福祉総務課
内容	新規	市内の福祉事業者や不動産会社等と連携し、生活に困窮し日常の自立生活に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、住まいの確保と日常の生活支援を組み合わせた包括的な支援のあり方について、調査研究を行います。		

(2) バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

全国の自治体でバリアフリー・ユニバーサルデザイン¹の理念に基づいたまちづくりが進められています。東京都では平成 21(2009)年に改正された、「東京都福祉のまちづくり条例」において、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者、しょうがいしゃ、子ども、外国人など、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的に掲げています。さらに、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」や「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」などで施設整備に関する基準を定め、東京都全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進しています。

また、国では平成 23(2011)年 3 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われています。

本市においては、平成 28(2016)年度に谷保駅エレベーター、バリアフリー対応トイレ等の新設が多くの方の声によって実現されました。しかしながら、旅客施設を中心とした面的・一体的なバリアフリー化を推進するバリアフリー基本構想²については策定されておらず、市全体のバリアフリー計画がない状態です。今後、関係部署及び関係機関が連携しながら、全ての人にとって使いやすいまちづくりを進めるとともに、バリアフリー基本構想の策定についても検討していく必要があります。

また、全ての人々が平等に社会参加していくためには、それぞれの方に合わせた情報保障が欠かせません。普段の集まりや広報から災害時の情報伝達まで、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、わかりやすい言葉と文字、多言語による対応など様々な手段で情報提供を進める情報バリアフリー³を推進していく必要があります。

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、しょうがいの有無、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が使いやすいように製品・建物・環境をデザインすること、もしくはそのデザイン。

² バリアフリー基本構想：旅客施設（駅など）を中心とする地区や、高齢者、しょうがいしゃ等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動円滑化に係る事業を重点的・一体的に推進するための基本的な構想。

³ 情報バリアフリー：情報を取得する際の障壁（バリア）を取り除くこと。単に視覚・聴覚のしょうがいだけでなく、知的しょうがいや認知症等からくる理解力の問題、使用言語の違いなどもバリアとして認識する必要がある。

【施策】

① バリアフリーのまちづくり

取組	公共施設のバリアフリー化の推進	所管課	建築営繕課 総務課
内容	継続	公共施設や学校を改修し、バリアフリー対応トイレを設置するなど、引き続きバリアフリー化を推進します。 また、公共施設のサインや案内について、ユニバーサルデザインの理念に基づき、見やすく誰でもわかりやすいように整備していきます。	
取組	道路のバリアフリー化の推進	所管課	道路交通課
内容	継続	暮らしの安全性・快適性を確保するため、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。 また、さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車道の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。	
取組	バリアフリー化を総合的に推進する窓口	所管課	都市計画課
内容	継続	バリアフリー化を促進するため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき届出対象施設については、建築等事業者に着工前に届出をさせ、整備基準に適合しているかを確認し、必要に応じて指導します。	
取組	くにたちベンチ事業	所管課	環境政策課
内容	継続	休憩や憩いの空間として、大学通りの緑地帯、公園・遊園等に誰でも利用できるベンチを設置します。 ふるさと納税の「くにたち未来寄付」を活用し、ベンチを整備していきます。	
取組	バリアフリー化促進事業（仮）	所管課	都市計画課 福祉総務課
内容	新規	しょうがい当事者などの市民が参加するまちづくり点検などを通じ、バリアフリー化の推進に必要な施策を調査研究します。	

② 情報のバリアフリー

取組	情報のバリアをなくすための体制整備	所管課	各所管課
内容	継続	市からの情報が、文字・音声・点字・手話・分かりやすい文字と言葉など、それぞれの市民が利用しやすい形で受け取ることができるよう、多様な発信方法を準備します。市報くにたち音訳版や説明会等への手話通訳配置などを引き続き充実させていきます。 また、市民と市の連絡手段についても、電話だけでなく、ファクシミリや電子メール、郵便など複数の方法を確保します。	

取組		コミュニケーションにおける個別的配慮	所管課	各所管課
内容	拡充	市の職員が窓口などで対応するときに、わかりやすい話し方や、聴覚しょうがいしゃの方に対する筆談での対応など、相手に合わせた合理的配慮ができるよう、啓発や研修を進めます。 また、タブレット端末等で筆談アプリや音声読み上げアプリ、翻訳アプリ等を利用し、視覚・聴覚しょうがいしゃや、外国人等とのコミュニケーションを円滑に進められるようにします。		
取組		手話通訳派遣事業・手話講習会の継続	所管課	しょうがいしゃ 支援課 福祉総務課
内容	継続	聴覚しょうがいしゃが必要に応じて手話通訳を利用できるよう、派遣事業を継続するとともに、手話通訳者の養成のために手話講習会を継続します。		

③ 市内交通の利便性の向上

取組		コミュニティバスの運行	所管課	道路交通課
内容	継続	利用者ニーズ及び費用対効果を十分に勘案しながら、コミュニティバス「く にっこ」を含め、市内公共交通機関の充実を図ります。		
取組		福祉有償運送支援事業	所管課	道路交通課 福祉総務課
内容	継続	単独で公共交通機関を利用することが困難な方に対して NPO 等が実施する福祉有償運送について、補助を実施するとともに、市内福祉交通の充実を図るため、福祉有償運送運営協議会を実施します。		
取組		リフトカー運行事業	所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	継続	市内在住の身体障害者手帳・愛の手帳を所持している重度の心身しょうがい者（児）の積極的な社会参加を促進するため、相乗り予約制によるリフトカーの運行を実施します。		
取組		リフト付乗用車運行支援事業	所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	継続	車いす使用者等の社会参加の促進を図るため、リフト付タクシーを整備・運行している市内交通事業者を支援します。		

(3) 防災・防犯のまちづくり

【現状と課題】

自然災害が発生した場合、必要に応じて、誰でも安全な場所へ円滑に避難できる必要があります。しかし、高齢者やしょうがいしゃなどの中には、自力で避難することが難しい方もいます。平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、亡くなられた方の 6 割が 65 歳以上の高齢者であったり、しょうがいを持っている方の死亡率が、被災者全体の 2 倍以上であるなど、高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者における被災事例が特に多くなっています。

市では、平成 24(2012)年度から、地域を主体として、災害時要援護者支援事業を行ってきました。また、平成 25(2013)年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者¹・避難行動要支援者²を定義し、避難行動要支援者については、名簿を作成しています。

今後はより要配慮者対策支援を充実させ、災害時に実効性のある避難支援ができるよう、対策を推進します。

国立市内での刑法犯の認知件数は、平成 24(2012)年以降 1,000 件を割り込み、平成 28(2016)年は 748 件と減少傾向にあります。日常生活での防犯対策への意識向上が市民意識調査からも伺え、このことも犯罪減少の要因のひとつと考えられます。一方、近年振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺³の被害が後を絶ちません。東京都内の特殊詐欺被害の認知件数は 2,032 件、被害額 61 億 6590 万円となっています。平成 27(2015)年中、国立市内では 15 件の特殊詐欺被害が発生しています。

東京都の調査では、地域の見守りや住民同士の交流を実感している人ほど住んでいる地域の治安がよいと考える傾向が強いという結果が出ています。地域のつながりの中で防犯意識の向上に努めていく必要があります。

¹ 要配慮者：発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする方。

² 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、避難の確保に特に支援を必要とする者。要介護 3 以上の者、視覚障害者 1～3 級、聴覚障害者 1～3 級、肢体不自由者 1～4 級、愛の手帳 1～2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級、1 歳以下の乳幼児、在宅人工呼吸器使用者が該当する。

³ 特殊詐欺：振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。

【施策】

① 避難行動要支援者の把握と平常時の支援

取組	避難行動要支援者支援体制の充実	所管課	防災安全課 福祉総務課
内容	新規	災害時に、自ら避難することが困難で特に支援が必要な避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新します。また、実際の災害時に活用できるよう、必要に応じて各関係機関と情報を共有します。	
取組	地域コミュニティによる要配慮者支援事業の促進	所管課	福祉総務課
内容	継続	日頃から地域における要配慮者の安否確認や避難支援訓練などを行うことで地域コミュニティを充実させ、災害時における要配慮者の安全を確保するための地域の取組を支援します。	

② 災害発生時の要配慮者の支援

取組	福祉避難所の充実	所管課	防災安全課
内容	継続	現在高齢者施設やしょうがいしゃ施設等市内 13 施設と緊急時一時受け入れに関する協定を締結しています。今後も、公共施設及び民間施設の管理者等と協力して、災害時の福祉避難所の確保に努めます。 また、東京都多摩障害者スポーツセンターについて、福祉避難所に指定できるよう、東京都と交渉を進めていきます。	
取組	指定避難所における要配慮者への支援	所管課	防災安全課
内容	継続	指定避難所におけるマット・スロープ等の確保や、要配慮者専用居室の設置などのハード面の整備のほか、女性、妊産婦を含めた配慮を必要とする方への柔軟な対応などのソフト面の充実に努めます。 また、災害時における福祉関連ボランティアの派遣等について、国立市社会福祉協議会等と検討し訓練等を通じて検討します。	

③ 住宅における減災対策の推進

取組	住宅耐震化推進事業	所管課	都市計画課
内容	拡充	昭和 56(1981)年 5 月以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断費用助成、及び耐震改修費用助成を行っています。また、平成 29(2017)年 5 月に国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震費用助成の対象となる住居に対し、戸別訪問を行い、住宅耐震化の必要性・補助制度について直接説明を行い、住宅の耐震化を推進します。	

取組		高齢者家具転倒防止器具等支給事業	所管課	高齢者支援課
内容	継続	対象世帯に対し、タンス、本棚、食器棚等の転倒防止の器具等を支給します。また、希望世帯に対しては、器具の取り付けも行います。		

④ 事業者等との防災協力の推進

取組		災害時応援協定締結の推進	所管課	防災安全課
内容	継続	市では、事業者と災害時における緊急輸送業務や医薬品等の確保・供給などの協定を結んでいます。今後、防災訓練などを通じて関係を密にし、市内の防災・減災体制を充実させていきます。		

⑤ 防犯体制の強化

取組		立川警察署、国立市防犯協会との連携	所管課	防災安全課
内容	継続	立川警察署及び国立市防犯協会と連携し、青色防犯パトロールの実施など、市内防犯体制の向上に努めます。		
取組		わんわんパトロールの推進	所管課	防災安全課
内容	継続	飼い主の方が、愛犬と一緒に散歩する際に、不審者や危険箇所等を気にしていただきながら、普段通り散歩していただくという気軽にできる防犯パトロールです。協力していただける方には、わんパト標とわんパトバッグを配布しています。		
取組		国立市安心安全カメラの整備に関する補助	所管課	防災安全課
内容	継続	商店街等が、防犯対策の一環として安心安全カメラを設置する場合に、費用の一部を助成します。		
取組		くにたち防災・防犯メールの配信	所管課	防災安全課
内容	継続	携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、防犯・防災情報のメール配信を行い、積極的に情報提供しています。		
取組		落書き消去活動支援事業	所管課	防災安全課
内容	新規	トンネルやガード下の落書きなどを放置することは、その地域が軽微な犯罪に無関心であるというサインとなり、地域で犯罪者が犯罪を起こしやすい環境を作り出す原因といわれています。 市では、落書き消去をする活動を支援するため、落書き消去用具の貸し出しを行います。落書き消去の実践を通じて、市内美化とともに、軽微な犯罪も見逃さない地域の目により、地域の犯罪の抑制につなげます。		
取組		自動通話録音機無償貸与事業	所管課	防災安全課
内容	継続	高齢者を含む世帯に対し、自動通話録音機の無償貸与を行っています。警告メッセージと録音機能により、振り込め詐欺被害を未然に防止します。		

(4) 福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

現状で福祉サービスの利用希望があるにもかかわらず、福祉サービスを利用していない方も少なくありません。たとえば、主にしょうがいしゃを中心とした平成 23(2011)年生活のしづらさなどに関する調査では、そのような方が3割以上を占めています。サービスがあることを知らない、制度が利用できるかわからないといった理由が考えられます。わかりやすい情報提供と相談しやすい体制作りをともにすすめていくことが必要です。

契約に基づく福祉サービス提供の流れが広がるなか、十分な情報に基づく事業者の選択と、事業者からの丁寧な説明、利用者の納得と同意に基づきサービス提供がなされることが、福祉サービスの質の向上のためには欠かせません。

社会福祉法人の健全な運営や法令順守体制については、東京都とともに国立市も指導検査を通じて確認し、改善・維持向上を図っているところです。実際のサービスに関する指導検査は現状では東京都が中心となって行っていますが、利用者により身近な国立市も段階的にその役割を担っていく必要があります。

さらに東京都における福祉サービス第三者評価制度では、利用者の意向や満足度と事業所の組織経営やサービスの質について、第三者の評価機関が調査します。その結果はホームページで公表され、市民の福祉サービス選択のための情報としても活用されます。

国立市内において第三者評価制度を活用し、事業所の評価結果を公表している事業所は 47 か所（高齢者分野 11 か所、子ども・ひとり親分野 19 か所、しょうがい者・児分野 17 か所）あり、国立市は対象を定めて評価に係る経費を補助しています。しかし、市内には数多くの福祉サービス事業所があることから、第三者評価制度の普及をさらに推し進めていくことが必要です。

【施策】

① 福祉サービス情報の提供方法の改善

取組	福祉サービス制度に関する情報提供	所管課	各所管課
内容	継続	福祉サービスの種類や内容については、くにたち生活便利帳で全体像がわかるよう情報提供を行います。また、サービスの各所管課において、よりわかりやすい情報提供に努めます	
取組	総合的な相談窓口における情報提供	所管課	福祉総務課 子育て支援課 各所管課
内容	継続	福祉総合相談窓口・くにたち子育てサポート窓口において、どのようなサービスが活用できるかわからない方に対し、適切なサービスにつなぐための情報を提供します	

② 福祉サービス第三者評価の推進

取組	福祉事業所の福祉サービス第三者評価受審の推進	所管課	各所管課
内容	継続	福祉サービス第三者評価の対象となっているサービスについて、各事業者に積極的な受審を呼びかけます。また、東京都の補助金を活用し、受審経費の助成を行います。	
取組	公立保育園の福祉サービス第三者評価受審	所管課	児童青少年課
内容	継続	平成 27(2015)年度から公立保育園においても福祉サービス第三者評価に取り組んでいますが、今後も継続して受審し、よりよい保育の提供にいかします。	

③ 社会福祉法人等に対する指導検査の実施

取組	社会福祉法人及びその福祉サービス事業所に対する指導検査の実施	所管課	福祉総務課
内容	拡充	事業所が国立市内のみに存在する社会福祉法人について、法人運営・会計が適正に行われるよう指導検査を実施しています。今後、これらの法人が運営する事業所についても、運営や利用者支援をより適正に行えるよう、段階的に指導検査を実施していきます。	

基本目標 3 自分らしく暮らし続けられる地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進（再掲）

基本目標 2- (1) のとおり

(2) 介護予防・日常生活の支援

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、要介護認定者も増加しています。

【要介護認定者等の状況】

(各年度末)(単位 人)

区 分	平成 25(2013) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度
要支援 1	410	472	464	520
要支援 2	393	370	405	419
要介護 1	632	682	726	743
要介護 2	465	483	485	481
要介護 3	425	426	414	433
要介護 4	315	336	328	344
要介護 5	319	341	402	388
計	2,959	3,110	3,224	3,328

要介護状態になるということは、日常生活に不便を感じるということです。そのため、早期のうちから予防的な事業を行い、特に重度の要介護状態に至らないようにすることが重要です。

国立市では、第 6 期介護保険事業計画において、介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）が規定されました。新総合事業は、要介護認定に至らない要支援の方やそれと同程度の方を対象として、生活を営むのに必要な、「安心の確保」「日常的な家事」「外出」「交流」「大掃除等の非日常的な家事」の「5つの領域」と、日常生活で不意に起こる「ちょっとしたこと」を住民主体の生活支援サービスで支え、可能な限り地域で生活していくことを支援するという事業です。

今後、どのようなサービスが必要とされるか、十分に検討して実施していきます。

【施策】

① 介護予防事業の推進

取組	一般介護予防事業の推進	所管課	高齢者支援課
内容	継続	現在お元気な方が、フレイル状態 ¹ ・要介護状態に陥らないよう、健康教室や軽運動、口腔ケアなど、様々なプログラムを提供します。	
取組	介護予防・生活支援サービス事業の推進	所管課	高齢者支援課
内容	継続	退院直後や、疾病の回復過程などで体力が低下している方、要支援認定を受けている方、予防が必要と認められた方などを対象に、短期集中予防事業として、トレーニングマシンを使った筋力アップ教室や、訪問リハビリなどを提供します。	
取組	地域介護予防活動支援事業の推進	所管課	高齢者支援課
内容	継続	健康活動やボランティア等、介護予防に資する活動を行う団体サークルに対して立ち上げ支援の活動費を補助します。また、活動団体については、介護予防カレンダー等に掲載し、周知を行います。	
取組	介護予防講演会の実施	所管課	高齢者支援課
内容	継続	高齢になっても地域の人とつながりながら、住み慣れた場所で誰もが長く暮らすことができるよう、介護予防をテーマとした講演会を開催します。	

② 多様な主体による生活支援サービスの推進

取組	シルバー人材センター・社会福祉協議会が実施する家事支援事業の周知・連携	所管課	高齢者支援課
内容	継続	国立市シルバー人材センターが行う福祉・家事援助サービスや、国立市社会福祉協議会が行う安心サービスを円滑に利用できるよう、サービス内容の周知に努めます。 また、新総合事業の担い手の一つとして位置付けられるか検討します。	
取組	在宅生活をサポートする事業の充実	所管課	高齢者支援課
内容	継続	高齢者配食サービスなど、高齢者の生活環境に応じ、適切なサービスを受けられるよう支援します。	
取組	移送支援サービスの情報提供の推進	所管課	福祉総務課 道路交通課
内容	新規	市内の移送支援（介護タクシー、福祉有償運送など）の団体の情報を取りまとめ、円滑な利用のための情報整理を行います。 また、適切なサービスを案内できるよう、窓口職員の研修を実施します。	

¹ フレイル状態：健康な状態と要介護状態間の状態。虚弱とも。体が疲れやすくなったなどの身体の虚弱のほか、忘れっぽくなった・人と話すことが少なくなったなど、こころ／認知の虚弱、社会性の虚弱などがある。ケアすることで、健康な状態に戻ることができると言われている。

(3) あらゆる世代の居場所・拠点づくり

【現状と課題】

自らが選んだ地域で、自分らしくいきいきと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で、人と人とのつながりを深めることが大変重要です。

近年、高齢化やライフスタイルの変化により、単独世帯が増加傾向にあり、平成 27(2015)年は、単独世帯の割合が 40%を超えています。このような状況の中で、人と人とのつながりを深め、地域で孤立している人を出さないようにするためには、誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり食事をしながらおしゃべりができるような「居場所」づくりを推進し、地域でのつながりづくりを支援することが重要です。

市では、公民館、福祉会館、地域福祉館、児童館等を、地域におけるたまり場等に活用していただくため、会議スペース等の貸し出しを行っています。北福祉館及び西福祉館では「たまり場事業」としてスペースを確保し、気軽に読める雑誌等を置いています。

また、平成 22(2010)年度から、子どもの居場所づくりを実施する市内の団体に対して、事業費の一部を助成するなど、市民や事業者が行う居場所づくりの支援も行っています。

今後は、地域の人々が集まりたくなるような居場所・たまり場とは何か、行政としてどのような支援ができるか検討していきます。

また、今後、市が新しく施設を設置する場合には、どんなしょうがいを持っていても遊びに行ける場、多様性のあふれる人々と交流できる場、あらゆる世代が行き交う場となるよう計画していきます。

【施策】

① 多世代が集う居場所づくり事業の推進

取組	たまり場運営事業	所管課	福祉総務課
内容	継続	北福祉館、西福祉館において実施している「たまり場運営事業」について、より活用しやすく、多くの人に利用していただけるよう事業の見直しを行います。	
取組	学習支援事業「LABO☆くにスタ」（再掲）	所管課	公民館
内容	継続	中高生を対象とした学習支援「LABO☆くにスタ」では、その生徒のニーズに合わせて日本語指導や学校の宿題、授業の復習などの基礎学習を大学生や社会人のスタッフがマンツーマンで手助けしています。今後も、生徒が継続的に通いたくなるような「居場所」となるよう事業を展開していきます。	
取組	子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）（再掲）	所管課	子育て支援課 児童青少年課
内容	拡充	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育て広場、児童館カンガルー広場）の充実を図ります。	
取組	矢川公共用地（都有地）の活用（再掲）	所管課	富士見台地域 まちづくり担当
内容	新規	都営矢川北アパートの建替事業によって生じる空き地について、東京都から借用し、市の複合施設を建設できるよう都に要望しています。複合施設内に、多世代間で交流できるスペースや、会議・イベント利用できる多目的ホールを併設し、地域住民にとって「ふらりと立ち寄りたくなる元気の間」となるよう検討を進めていきます。	

② 市民・事業者が行うたまり場や居場所づくりへの支援

取組		住民主体によるサロン活動等への支援	所管課	高齢者支援課
内容	新規	住民主体による、サロン活動などの閉じこもり予防、居場所、生きがいづくり等の事業について支援を実施します。		
取組		地域における子どもの居場所づくり事業（再掲）	所管課	児童青少年課
内容	拡充	地域の人との触れ合いによって、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付します。		
取組		たまり場に関する情報提供の推進	所管課	福祉総務課 高齢者支援課
内容	継続	市内で開設されているたまり場・居場所を適切に把握し、分かりやすく情報提供することに努めます。		

(4) 権利擁護事業の充実（成年後見）

【現状と課題】

成年後見制度は、精神上的の障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・補佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度です。高齢化や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられていました。

しかしながら、成年後見制度の利用状況をみると、増加傾向にはあるものの、認知症高齢者数に比べて著しく少ないまま推移しています。

そのため、平成 29(2017)年 3 月に内閣府は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定、公表しました。この基本計画における国の取組は以下の 3 点とされています。

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

また、同時に市区町村においても、当面の取組として

- ① 成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討
- ② 地域の専門職との連携の在り方の検討

を行うこととされています。

国立市では、市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターにおいて、市民の権利擁護や成年後見制度に関する相談を受け付けています。さらに、判断能力が十分でない方が、地域で自立して日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的な財産管理・書類の預かり・日常生活に必要な事務手続きなどの支援を行っています。

今後、より利用しやすい窓口体制を充実させるとともに、制度やサービスなどを介護業者や市民向けの講座の中で PR し、制度を身近に感じていただけるような取り組みを行っていきます。

また、養成した市民後見人¹について、大半の方に受任案件がない状態が続いています。今後、市民後見人の養成とともに、受任案件のマッチングをする仕組みが必要です。

一方で、成年後見制度は「障害者の権利条約」が求める「意思決定支援²」の観点が出ており、必ずしも全てにおいて条約と合致した仕組みになっていないと指摘されています。そのため、今後、意思決定をサポートできる仕組みについて検討を進めていきます。

【施策】

① 権利擁護事業の充実

取組	成年後見制度利用に関する市長申立て検討会議の開催	所管課	福祉総務課
内容	継続	関係機関による成年後見制度の情報交換、市長申立て案件の検討等を行う定例会を月1回開催します。	
取組	成年後見に関する講演会の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	市民の成年後見制度等に関する理解を深め、正しく利用していただくため、弁護士や行政書士等の専門の講師を招いた講演会を、社会福祉協議会と連携し、年に1~2回実施する。	
取組	地域福祉権利擁護体制の充実	所管課	福祉総務課
内容	継続	国立市社会福祉協議会が実施している、地域福祉権利擁護事業 ³ と連携し、判断能力の十分でない方たちの福祉サービス利用の支援を行います。	
取組	意思決定支援の仕組みづくりの検討	所管課	福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
内容	新規	成年後見制度の課題を調査研究し、意思決定支援を重視した新たな仕組みづくりについて検討します。	

¹ 市民後見人：親族や、弁護士・司法書士などの専門職ではない、地域の住民の中から選任された成年後見人等のこと。研修により、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた上で、社会貢献への意欲や倫理観の高さなど様々な視点から推進機関が適性をチェックし家庭裁判所に推薦する。また、市民後見人には必ず成年後見監督人が選任される。

² 意思決定支援：認知症やしょうがい等で自己の意思を表明することが難しい者について、その意図を理解し、その行為の質の改善、維持あるいは行為の達成を目指すもの。意思決定の質の向上を目指すものであり、意思決定者に代わって意思決定するものではない。

³ 地域福祉権利擁護事業：判断能力が十分でないため日常生活に支援を必要とする認知症の高齢者や知的しょうがい、精神しょうがいのある人のため、契約に基づいて福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かりなどのサービスを提供する事業。

② 市民後見人の活用の推進

取組		市民後見人の養成	所管課	福祉総務課
内容	継続	成年後見制度を必要とするだれもが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見業務を担うことができる市民後見人の養成を行います。		
取組		市民後見人マッチング会議の開催	所管課	福祉総務課
内容	新規	市民後見人マッチング会議を開催し、成年後見制度を必要とする方のうち、市民後見人が受任できる案件について検討を行い、より多くの市民後見人の活用につなげます。		
取組		地域福祉権利擁護体制の充実（再掲）	所管課	福祉総務課
内容	継続	国立市社会福祉協議会が実施している、地域福祉権利擁護事業と連携し、判断能力の十分でない方たちの福祉サービス利用の支援を行います。		

基本目標4 福祉の総合的な相談と自立支援の推進

(1) 福祉の総合的な相談窓口の充実

【現状と課題】

国立市では平成26(2014)年4月から福祉総合相談「ふくふく窓口」を開設し、生活課題が複雑に絡み合い、制度のはざまにある人の相談に対応してきました。また、平成29(2017)年7月からは子どもに関する総合的な相談窓口として「くにたち子育てサポート窓口」を設置したところです。今後も就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題を広く受けとめ、切れ目のない継続的な支援が提供できるよう、体制を充実させていく必要があります。

分野を横断する総合相談と、各分野ごとの専門的な対応は、両者があいまってこそ効果を発揮します。また、市民、地域団体、事業者、医療機関、行政の各機関・部署などの連携が地域の課題解決にとって欠くことができません。連携のための仕組みづくりを進めていきます。

① 総合相談窓口による相談体制の充実

取組		福祉総合相談窓口	所管課	福祉総務課
内容	継続	主訴が不明確な相談、複数の課題が絡み合った相談、市役所のどの部署に相談したらいいか分からない相談等について、「入った相談は断らない」「ワンストップ・同行・同席」を心掛け、相談を受け付けます。		
取組		くにたち子育てサポート窓口	所管課	子育て支援課
内容	新規	妊娠・出産・子育てから、ひきこもりや家族関係の悩みなど、子どもに関する様々な悩みを総合的に受け付ける相談窓口を開設します。		

② 関係部署・関係機関との連携強化

取組	進行管理会議の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	多問題家族等の保健福祉のサービス等の進行状況、生活困窮者の支援調整等を目的とした進行管理会議を行い、福祉総合相談窓口を軸とした各課の連携を強化します。	
取組	成年後見制度利用に関する市長申立て検討会議の開催（再掲）	所管課	福祉総務課
内容	継続	関係機関による成年後見制度の情報交換、市長申立て案件の検討等を行う定例会を月1回開催します。	
取組	見守りネットワーク会議の開催	所管課	高齢者支援課
内容	継続	警察、消防、権利擁護センター、シルバー人材センター、民生・児童委員、新聞・牛乳・配食事業者、地域包括支援センター各窓口、市役所関係部署のほか、高齢者見守りネットワークに賛同いただいた協力団体にも参加いただき見守りネットワーク会議を開催します。	
取組	庁内ネットワーク研修の実施	所管課	子育て支援課
内容	継続	主に子どもに関わる庁内関係部署を対象として、より充実した相談・支援のための連携体制を構築することを目的とした研修を実施します。	
取組	小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の開催	所管課	子育て支援課
内容	継続	小中学校及び保育園・幼稚園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的かつ個別に実施し、また、ケースによってはスクールソーシャルワーカー ¹ やコミュニティソーシャルワーカー等との連携を図ることにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。	
取組	自立支援協議会の開催	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	「人格や個性が大切にされる共生社会の実現」と「社会参加の機会確保」のために、関係者が共に考える機会としての協議会を、障害者総合支援法に基づき開催しています。当事者部会・地域交流部会・しごと部会・あんしん部会の4つの部会と、部会どうしの共有をはかる全体会を実施します。	

¹ スクールソーシャルワーカー：児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童福祉等の関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。

(2) 生活困窮者の自立支援

【現状と課題】

近年の社会情勢を背景に、生活保護受給者・世帯ともに増加傾向にあります。特に、稼働年齢層を含む「その他の世帯」については、国においては10年で2.5倍に、国立市においては、10年で4倍にもなりました。この状況を受けて、厚生労働省では生活困窮者に対して生活保護に至る前の早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための支援を行うことを目的として、生活困窮者自立支援法を成立させました。国立市では平成27(2015)年の法律施行に先立って、平成26(2014)年から経済的にお困りの方に対する包括的・継続的な相談、仕事・住まい・生活に関する支援事業を開始しました。

今後も、個人の状況やニーズに合わせ、家計管理や生活習慣の確立、就労体験などの取り組みを行い、生活困窮者が自立した社会生活を送ることができるよう継続して援助を行っていきます。

近年、子どもの貧困が社会的な課題となっています。平成25(2013)年国民生活基礎調査により、全国の「子どもの貧困率」が全世代平均を超え、16.3%であることが示されたことで、「6人に1人の子どもが貧困状態にある」ことが社会的に大きくクローズアップされました。その後、平成28年国民生活基礎調査により、貧困率が13.9%に改善されていることが示されましたが、引き続き対策が必要となっています。また、同調査によれば、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と半数を超えており、ひとり親家庭への支援は喫緊の課題となっています。

また、親の所得が低いことが子どもの学歴や就職先に影響を与え、将来貧困になってしまう状況も指摘されており、貧困の連鎖として注目されています。貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯の子どもに対して、様々な学習支援を実施し、将来の社会的自立や職業生活に結びつく学力を育て、将来を自分で選択できるようになることが重要です。学校教育とと

もに様々な学習支援の機会を創出・継続し、子ども一人ひとりの分かること、できることが増える達成感を培い、さらに学ぼうとする意欲を高めることに取り組んでいきます。

【施策】

① 生活再建と就労支援の実施

取組	自立相談支援事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	支援員が生活の悩みを伺い、課題を整理したうえで、相談者の状況に応じた様々なプランを提案し、地域で自立して生活できるよう寄り添いながら支援を行います。	
取組	就労準備支援事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	働いたことがない方や、なかなか就職できない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的とし、生活リズムを整えたり、模擬面接などの社会訓練などを提供します。	
取組	家計相談支援事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	家計のやりくりがうまくいかず、生活にお困りの方を対象に、家計相談員が相談者の方とともに家計の見直しを行い、家計を再生し、自立して安定的な生活を送ることができるように支援します。	
取組	住居確保給付金の支給	所管課	福祉総務課
内容	継続	2年以内に離職し、住居を失った方、または失う恐れのある方を対象に、3か月を限度に住居確保給付金を支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。	
取組	地域居住支援事業の調査研究（再掲）	所管課	福祉総務課
内容	新規	市内の福祉事業者や不動産会社等と連携し、生活に困窮し日常の自立生活に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、住まいの確保と日常の生活支援を組み合わせた包括的な支援のあり方について、調査研究を行います。	

② 生活困窮世帯への学習支援

取組		受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	中学3年生、高校3年生など受験生を養育している、一定所得以下の世帯に対して、学習塾等の受講料や、高校・大学等の受験料の無利子貸付を行うことにより、低所得世帯の進学負担を軽減します。		
取組		生活保護世帯のための被保護者自立促進事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	生活保護を受けている世帯等の子どもを対象に、次世代育成支援として学習塾受講料等の支給をします。		
取組		生活保護世帯のための健全育成事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給します。		
取組		生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	小学生～中学生及び中学を卒業した18歳未満、高校中退・未進学者を対象に、進路相談、情報提供、宿題、学習方法の指導などを行い、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図り、高校受験に向けた学習活動をサポートします。		

(3) 権利擁護事業の充実 (DV・いじめ・虐待)

【現状と課題】

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス (DV) への対策は、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」上で重要な課題となっています。市では、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援を実施するために、「DV 防止法」に基づく市町村計画として「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画 (DV 対策基本計画)」を策定しました。

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その未然防止と被害者への支援に関する取組を推進し、暴力の根絶を図ることは行政としての責務です。

市は、DV 被害者にとって最も身近な行政主体として「暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進」「DV 被害者の相談支援体制の強化」「DV 被害者の安全確保」「安心した生活が送れるようにするための自立支援」「DV 対策基本計画の推進体制の整備」という 5 つの視点で DV 防止対策に取り組んでいきます。

いじめの問題は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権上の問題です。

市では平成 27(2015)年に国立市いじめ防止対策推進基本方針を定め、いじめの未然防止、早期発見及び重大事態への対処に取り組んできました。

これからも、基本方針の「いじめを生まない・許さない学校づくりを行う」「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す」「教員の指導力の向上と組織対応を進める」「保護者・地域・関係機関と連携した取り組みを進める」を中心に、いじめ防止に取り組んでいきます。

子どもには、生まれながらにして持っている「権利」があります。その権利を守るために、世界の国々が一緒になり「児童の権利に関する条約」を国際条約として決めました。この条約は大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

しかしながら、虐待等により辛い思い・苦しい生活を強いられている子どもがいます。東京都の児童相談所で対応した児童虐待の件数は、平成21(2009)年度では3,339件であったのに対し、平成28(2017)年度は9,909件となり、過去最高となっています。

市においては、平成16(2004)年の児童虐待防止法改正により、子ども家庭支援センターが虐待通告の一義的窓口となっています。しかし、家庭状況などが複雑化する中で、子どもを虐待から守り、総合的に支援していくためには一機関による対応だけでは不十分であり、様々な分野との連携を図ることが不可欠です。

市では、子ども家庭支援センターを中心機関とした、「子ども家庭支援ネットワーク連絡会」を組織し、虐待を受けたと思われる子どもとその家庭について関係機関からの情報を集約し、共有化を図ってきました。また、平成20(2008)年6月よりこれまでの従来型の子ども家庭支援センターから先駆型に移行し、子どもと家庭への相談体制の強化、虐待の早期発見・防止に力を入れています。さらには、平成24(2012)年度から虐待対策コーディネーターの配置により組織的な対応が強化され、関係機関との個別ケース会議などを通して、相互の役割を確認し、多面的に支援の方向性を検討し、対応していくという重要な役割を担っています。

今後も、各関係機関との情報共有や連携を強化し、子どもの虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

【施策】

① 相談者に配慮した相談窓口の配置

取組	女性総合相談体制の整備	所管課	市長室
内容	新規	女性の総合相談体制の構築を図り、DV 相談をはじめとして女性がワンストップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につなぐことのできる体制を整備し、強化します。	
取組	配偶者暴力相談支援センター ¹ 機能の設置検討	所管課	市長室
内容	新規	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討します。	
取組	子ども家庭支援センター相談体制の充実	所管課	子育て支援課
内容	拡充	児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知していきます。また継続的な研修やスーパーバイズ ² を導入し、ケースカンファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図ります。	
取組	児童相談所全国共通ダイヤルの周知	所管課	子育て支援課
内容	継続	子どもたちや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするために、夜間や休日でも対応可能な児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を引き続き周知していきます。	
取組	子どもの人権オンブズマン ³ の設置	所管課	オンブズマン事務局
内容	新規	いじめや虐待など、様々なことで困っている子どもが気軽に相談できるよう、子どもの人権オンブズマンを設置します。	
取組	しょうがい者虐待防止センター事業の充実	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	しょうがいしゃの尊厳と権利を守るため、しょうがいしゃ虐待の予防、防止に関する事業を行い、虐待を受けたしょうがいしゃを保護し、自立を支援するための、しょうがい者虐待防止センター機能の充実を図ります。 また、夜間休日でも対応できるよう、時間外専用の電話窓口を設置します。	

¹ 配偶者暴力防止センター：DV 防止法に基づき設置され、DV 防止及び DV 被害者の保護を目的として、相談、一時保護、自立生活促進のための就労・住宅に関する情報提供等の支援を行う機関。

² スーパーバイズ：「supervise」監督する（動詞）。監督者又は管理者が、援助者が担当している事例の内容、援助方法について報告を受け、それに基づき適切な援助指導を行うこと。

³ オンブズマン：原義は「代理人」。行政から一定の権限を与えられた行政監察官が行政機関に対する苦情の処理をする制度のこと。子どもの人権オンブズマンは、いじめ、差別、体罰、虐待などで苦しんでいる子どもの相談を身近にいる家族や教師とは違った立場で相談を受け付け、問題解決を図る機関・制度。

② DV・いじめ・虐待を発見する仕組みづくり

取組	子ども家庭支援センター相談体制の充実（再掲）	所管課	子育て支援課
内容	継続	児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知していきます。また継続的な研修やスーパーバイズを導入し、ケースカンファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図ります。	
取組	「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的な運営	所管課	子育て支援課
内容	継続	子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）のより効果的な運営のため、同協議会の構成員からなる進行管理台帳点検作業会を実施し、全ケースの進行管理の評価や主担当機関の確認、支援方法の見直し等を行い、適切な対応と関係機関との情報共有と支援体制の強化を図ります。	
取組	小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の開催（再掲）	所管課	子育て支援課
内容	継続	小中学校及び保育園・幼稚園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的かつ個別に実施し、また、ケースによってはスクールソーシャルワーカーとの連携を図ることにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。	
取組	国立市いじめ防止対策推進基本方針に基づいたいじめの早期発見に向けた取組の推進	所管課	教育指導支援課
内容	新規	国立市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、国立市立小・中学校が、年3回のアンケート実施や、スクールカウンセラーの全員面接など、いじめの早期発見に向けた取組を実施します。	
取組	「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状況把握	所管課	子育て支援課
内容	継続	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家庭で、かつ合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭については、各担当部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該児童の目視等による安全確認を行います。	
取組	虐待予防検討会の実施	所管課	子育て支援課
内容	継続	虐待予防の取組として、3～4 か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	

取組		民生委員・児童委員との連携の推進	所管課	子育て支援課 福祉総務課
内容	継続	地域で福祉活動を行う民生委員・児童委員と研修や合同の会議を行うなどし緊密に連携を取り、支援が必要な家庭の情報共有や見守りを行います。		

(4) 苦情解決窓口の充実

【現状と課題】

福祉サービスの多くは利用者と事業者の対等な契約にもとづくサービス提供を前提としています。しかしながら、利用者が不満や疑問を抱いても、そのことを率直に言いづらいことも少なくありません。

事業所が苦情などの相談を受け止め、解決に責任を持つ体制を作ることが第一ですが、利用者と事業者との間で解決できない場合、他に苦情を率直に相談できる窓口が必要です。

平成 29(2017)年 4 月から国立市総合オンブズマン制度が始まり、協定を結んだ福祉事業者に関する苦情も総合オンブズマンが取り扱っています。今後は、協定を結ぶ事業者を増やすとともに、制度の周知をより広めていく必要があります。

【施策】

① 総合オンブズマンの開設

取組		一般オンブズマンの設置	所管課	オンブズマン 事務局
内容	新規	市の機関や、市と協定を結んだ福祉施設等への苦情を受け付ける一般オンブズマンを設置します。オンブズマンは、第三者的機関として中立的な立場で調査を行い、調査の結果、改善の必要性等が認められた場合、市の機関等に対し是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度改善を求める意見表明を行います。		
取組		子ども的人権オンブズマンの設置（再掲）	所管課	オンブズマン 事務局
内容	新規	いじめや虐待など、様々なことで困っている子どもが気軽に相談できるよう、子ども的人権オンブズマンを設置します。		

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

「国立市第二次地域福祉計画」の基本理念「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を実現するためには、市民・事業者・行政が協働し計画を推進するとともに、各施策の進捗状況を随時精査し、着実に実施していく必要があります。

① 計画の進捗管理

本計画を推進していくうえで、計画に沿って施策が着実に実施されているか、十分な成果を上げているか、また法改正等制度の変更があった場合、施策に見直しが必要かなどの確認をしていかなければなりません。

そのため、庁内の「国立市地域福祉推進本部」及び「国立市地域福祉推進委員会」が中心となり、計画の推進及び進捗管理を行い、毎年度、前年度の計画の執行状況について振り返りを行います。

② 計画の評価

計画期間の中間年度に、市民・事業者・当事者団体の関係者・ならびに社会福祉協議会をはじめとする関係機関、学識経験者等で構成する「国立市地域保健福祉施策推進協議会」において、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、施策を着実に推進するための具体的な方策について議論していきます。また、社会情勢の変化や、新たな地域福祉の課題に対応できるよう、次期計画への提言を行います。

③ 次期計画策定への取組

制度や社会情勢の変化を的確に捉え、次期計画を円滑に策定するため、本計画は以下のスケジュールで評価・点検、策定を行います。

年度	29(2017) 年度	30(2018) 年度	31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度	34(2022) 年度
取組	計画策定	進行管理	進行管理	中間評価	次期計画 検討開始	次期計画 策定

2 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携

法律の改正を必要とする課題や権限が国及び東京都に属する課題等については、これまでも市長会等を通じて解決を要望してきました。これからも引き続き、国、東京都、他区市町村等関係機関と密接に連携を図り、地域福祉の課題に取り組んでいきます。

3 地域福祉計画の「わかりやすい版」の作成

本計画を、誰にでもわかりやすく伝えられるよう、しょうがい当事者等を中心とした作業部会において、地域福祉計画の「わかりやすい版」を作成します。

第 6 章 資料編

1 国立市地域福祉計画策定委員会条例

平成 11 年 3 月 26 日条例第 2 号

(以下、改正)

平成 13 年 3 月 30 日条例第 5 号

平成 16 年 6 月 23 日条例第 12 号

平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号

平成 28 年 12 月 8 日条例第 47 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき国立市地域福祉計画を策定するため、国立市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に応じて、国立市地域福祉計画の策定に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 3 人以内
- (2) 社会福祉法人の役員又は職員 3 人以内
- (3) 介護保険被保険者 1 人以内
- (4) しょうがいしゃ又はその関係者 1 人以内
- (5) 民生委員 1 人以内
- (6) 市民 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める答申があった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

1 この条例は、平成 11 年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第2条中第 52 号を第 53 号とし、第 37 号から第 51 号までを1号ずつ繰り下げ、第 36 号の次に次の1号を加える。

(37) 地域保健福祉計画策定委員会委員

第4条中「第 49 号」を「第 50 号」に改める。

第5条中「第 50 号」を「第 51 号」に、「第 52 号」を「第 53 号」に改める。

別表第2中

「介護保険事業計画策定委員会委員 // 9,100 円」

を

「介護保険事業計画策定委員会委員 // 9,100 円

地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100 円」

に改める。

付 則（平成 13 年3月 30 日条例第5号）

この条例は、平成 13 年4月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年6月 23 日条例第 12 号）

この条例は、平成 16 年7月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年9月 24 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 12 月8日条例第 47 号）

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第2条第 50 号を次のように改める。

(50) 地域福祉計画策定委員会委員

別表第2中

「地域保健福祉計画策定委員会委員」

を

「地域福祉計画策定委員会委員」

に改める。

2 国立市地域福祉推進本部設置要綱

平成6年9月1日訓令（甲）第40号

（以下、改正）

平成7年5月22日訓令（甲）第21号

平成8年3月29日訓令（甲）第20号

平成8年8月30日訓令（甲）第42号

平成13年3月30日訓令第10号

平成17年7月12日訓令第24号

平成18年10月6日訓令第45号

平成19年3月29日訓令第34号

平成19年6月29日訓令第52号

平成19年7月24日訓令第58号

平成20年5月2日訓令第30号

平成21年3月31日訓令第36号

平成22年8月30日訓令第62号

平成25年4月1日訓令第37号

平成29年4月17日訓令第33号

平成29年6月30日訓令第55号

（設置）

第1条 国立市地域福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（1） 国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画及び国立市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、福祉施策の企画・調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- (1) 本部長は、副市長とする。
- (2) 副本部長は、教育長とする。
- (3) 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

(推進委員会)

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。

3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部から指示された事項の協議に関すること。
- (2) 本部に付議する事項の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施策に必要な事項の協議・調整に関すること。

4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。

5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、国立市地域福祉計画の推進の総合調整及び第2条第2号に掲げる事項に係るものについては健康福祉部福祉総務課において、国立市しょうがいしゃ計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部しょうがいしゃ支援課において、国立市高齢者保健福祉計画の推

進の総合調整に係るものについては健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成6年9月1日から適用する。

2 国立市地域保健福祉計画策定連絡会議設置要綱(平成4年8月国立市訓令(甲)第35号)は、廃止する。

付 則(平成7年5月22日訓令(甲)第21号)

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

付 則(平成8年3月29日訓令(甲)第20号抄)

1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成8年8月30日訓令(甲)第42号)

この要綱は、平成8年9月1日から適用する。

付 則(平成13年3月30日訓令第10号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成17年7月12日訓令第24号)

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、改正後の国立市地域保険福祉推進本部設置要綱等の規定は、平成17年7月1日から適用する。

付 則(平成18年10月6日訓令第45号)

この要綱は、平成18年10月6日から施行する。

付 則(平成19年3月29日訓令第34号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月29日訓令第52号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成19年7月24日訓令第58号)

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から

適用する。

付 則（平成 20 年 5 月 2 日訓令第 30 号）

この訓令は、平成 20 年 5 月 2 日から施行し、（中略）第 2 条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 36 号）

1 この訓令は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 91 条から第 99 条までの規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 （前略）第 29 条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

付 則（平成 22 年 8 月 30 日訓令第 62 号）

この訓令は、平成 22 年 8 月 30 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 17 日訓令第 33 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 30 日訓令第 55 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 子ども家庭部 参事 生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 教育次長
--

別表 2

政策経営部	政策経営課長
行政管理部	職員課長 防災安全課長
健康福祉部	健康福祉部長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課 長 地域包括ケア推進担当課長 健康増進課長 健康づ くり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長 施策推進担当課長 子育て支援課長

生活環境部	まちの振興課長
都市整備部	都市計画課長 道路交通課長
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長
教育委員会	教育指導支援課長

3 国立市地域保健福祉施策推進協議会条例

平成 18 年 12 月 22 日条例第 34 号

(以下、改正)

平成 19 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号

平成 26 年 3 月 28 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 国立市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、国立市地域保健福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長からの諮問に応じて、計画の進捗状況の把握、点検、評価等を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2 名以内
- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの関係者 2 名以内
- (3) 高齢者 1 名
- (4) しょうがいしゃ又はその関係者 3 名以内
- (5) 地域福祉関係者 2 名以内
- (6) 公募により選出された市民 2 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第42号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 地域保健福祉施策推進協議会委員

第4条中「第55号」を「第56号」に改める。

第5条中「第56号」を「第57号」に、「第58号」を「第59号」に改める。

別表第2中

「地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100円」

を

「地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100円

地域保健福祉施策推進協議会委員 // 9,100円」

に改める。

付 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4 国立市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期（委嘱の日から答申の日まで）

分野	委員名	備考
学識経験のある者	上松 剛	委員長 国立駅前訪問看護ステーション 地域保健福祉施策推進協議会委員長
	林 大樹	一橋大学大学院 社会学研究科 教授
	丸山 晃	東洋大学福祉社会開発研究センター 客員研究員
社会福祉法人の役員 又は職員	木藤 博之	社福）国立市社会福祉協議会 事務局長
	林 瑞哉	社福）弥生会 くにたち苑 施設長
	本多 公恵	社福）滝乃川学園 地域支援部 施設長
介護保険被保険者	田村 文栄	介護保険運営協議会 委員兼任
しょうがいしゃ又は その関係者	井上 晴菜	国立市しょうがいしゃ団体等協議会 地域保健福祉施策推進協議会委員 しょうがいしゃ計画策定委員会 オブザーバー
民生委員	山口 千恵子	副委員長 地域保健福祉施策推進協議会委員
市民	松浦 高明	地域保健福祉施策推進協議会委員

5 国立市地域福祉計画策定委員会検討経過

開催日	実施事項	主な内容
平成 29(2017)年 2月 14日 (火)	第 1 回委員会 (諮問)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長より諮問 ・地域福祉計画の位置付け、関連計画、期間等について
3月 27日 (月)	第 2 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市第一次地域福祉計画に関する、評価について（国立市地域保健福祉施策推進協議会答申の説明） ・現状分析と課題の整理
5月 22日 (月)	第 3 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の意義、計画の基本理念案、基本目標案について
7月 28日 (月)	第 4 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の意義について ・基本目標 1・2 について
9月 26日 (火)	第 5 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策の考え方について ・基本目標 3・4 について ・計画の推進体制について
11月 13日 (月)	第 6 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申（案）について ・パブリックコメントについて ・市民との意見交換会について
12月 4日 (月) ～ 12月 25日 (月)	パブリックコメントの実施	市ホームページ、福祉総務課、市役所情報公開コーナー、公民館、中央図書館、北市民プラザ、南市民プラザに「国立市第二次地域福祉計画（素案）」を設置
12月 8日 (金) 10日 (日)	市民との意見交換会（両日で全 3 回） 〈第 1 回〉 12月 8日：北市民プラザ 第 1 会議室 〈第 2 回〉 12月 10日：南市民プラザ 会議室 〈第 3 回〉 12月 10日：市役所 第 1・2 会議室	
平成 30(2018)年 2月 5日 (月)	第 7 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「国立市第二次地域福祉計画（案）」の答申について ・パブリックコメントの結果について ・市民との意見交換会について（意見要旨） ・市議会福祉保険委員会における中間答申に対する意見等について
2月 13日 (火)	答申	市長へ答申

国立市第二次地域福祉計画

平成 30 年 3 月

発 行：国立市

編 集：健康福祉部福祉総務課

住 所：東京都国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1

電 話：042-576-2111（代表）（内線）152

FAX：042-576-2138